

令和 6 年 第 4 回

芦北町議会 1 2 月定例会会議録

開会 令和 6 年 1 2 月 3 日

閉会 令和 6 年 1 2 月 6 日



熊 本 県 芦 北 町 議 会

令和6年第4回芦北町議会定例会会期日程

月 日	曜日	日 程
12月3日	火	本会議（開 会） 諸報告 議長諸般の報告 議員派遣の結果報告 行政報告 町長の提案理由説明 議案審議 （散 会）
4日	水	休 会（議事整理）
5日	木	休 会（議事整理）
6日	金	本会議（開 議） 一般質問 閉会中の継続調査の申出 （閉 会）

目 次

	頁
第1号（12月3日）	
1 議事日程 - - - - -	5
2 出席議員氏名 - - - - -	6
3 欠席議員氏名 - - - - -	6
4 説明のため出席した者の職氏名 - - - - -	6
5 事務局職員出席者 - - - - -	6
6 開会 開議 - - - - -	11
第1 会議録署名議員の指名 - - - - -	11
第2 会期の決定について - - - - -	11
第3 諸報告 - - - - -	11
議長諸般の報告 - - - - -	11
議長派遣の結果報告 - - - - -	11
行政報告 - - - - -	11
第4 町長の提案理由説明 - - - - -	11
第5 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて	
令和6年度芦北町一般会計補正予算（第4号） - - - - -	13
（一括議題＝日程第6から日程第8まで）	
第6 議案第72号 財産の取得について - - - - -	13
第7 議案第73号 財産の取得について - - - - -	13
第8 議案第74号 財産の取得について - - - - -	14
第9 認定第75号 令和6年度芦北町一般会計補正予算（第3号） - - - - -	16
第10 議案第76号 令和6年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算	
（第2号） - - - - -	20
第11 議案第77号 令和6年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算	
（第2号） - - - - -	20
第12 議案第78号 令和6年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算	
（第2号） - - - - -	22
第13 認定第79号 令和6年度芦北町水道事業会計補正予算（第1号） - - - - -	22
第14 認定第80号 令和6年度芦北町下水道事業会計補正予算（第2号） - - - - -	23
（一括議題＝日程第15から日程第17まで）	
第15 議案第81号 芦北町一般職の職員の給与に関する条例及び芦北町一般	
職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する	

	条例の制定について	25
第16 議案第82号	芦北町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	25
第17 議案第83号	芦北町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	25
第18 議案第84号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の制定について	27
第19 議案第85号	熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について	27
第20 同意第2号	教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて	28
第21 同意第3号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	30
7 散 会		31
第2号（12月6日）		頁
1 議事日程		35
2 出席議員氏名		35
3 欠席議員氏名		35
4 説明のため出席した者の職氏名		35
5 事務局職員出席者		36
6 開会 開議		39
第1 一般質問		39
(1) 2番 楠原清照君		39
(2) 10番 川尻成美君		51
(3) 4番 林田燿宏君		58
(一括議題＝日程第2から日程第5まで)		
第2 総務厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出		63
第3 建設経済文教常任委員会の閉会中の継続調査の申出		63
第4 議会広報委員会の閉会中の継続調査の申出		63
第5 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出		63
7 閉 会		63

芦北町議会定例会会議録

令和6年12月3日（火）

令和6年度第4回芦北町議会定例会議事日程（第1号）

令和6年12月3日
午前10時 開会
於 議 場

1 議事日程

開会宣告

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定について

第3 諸報告

議長諸般の報告

議員派遣の結果報告

行政報告

第4 町長の提案理由説明

第5 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて

令和6年度芦北町一般会計補正予算（第4号）

（一括議題＝日程第6から日程第8まで）

第6 議案第72号 財産の取得について

第7 議案第73号 財産の取得について

第8 議案第74号 財産の取得について

第9 議案第75号 令和6年度芦北町一般会計補正予算（第5号）

第10 議案第76号 令和6年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

第11 議案第77号 令和6年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

第12 議案第78号 令和6年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算（第2号）

第13 議案第79号 令和6年度芦北町水道事業会計補正予算（第1号）

第14 議案第80号 令和6年度芦北町下水道事業会計補正予算（第2号）

（一括議題＝日程第15から日程第17まで）

第15 議案第81号 芦北町一般職の職員の給与に関する条例及び芦北町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第16 議案第82号 芦北町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第17 議案第83号 芦北町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第18 議案第84号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

第19 議案第85号 熊本市市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

第20 同意第2号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

第21 同意第3号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

(散 会)

2 出席議員（12名）

1 番 百 田 翔 吾 君	2 番 楠 原 清 照 君
3 番 長 口 隆 君	4 番 林 田 燿 宏 君
5 番 坂 本 登 君	6 番 寺 本 順 一 君
7 番 白 坂 康 浩 君	8 番 草 野 安 道 君
9 番 宮 尾 秀 行 君	10 番 川 尻 成 美 君
13 番 元 山 秀 志 君	14 番 宮 内 道 則 君

3 欠席議員（2名）

11 番 寺 本 修 一 君	12 番 岡 部 恵美子 君
----------------	----------------

4 説明のため出席した者の職氏名（15名）

町 長 竹 崎 一 成 君	副 町 長 藤 崎 正 司 君
教 育 長 岩 田 繁 義 君	総 務 課 長 松 本 俊 造 君
企画財政課長 白 坂 達 也 君	税 務 課 長 佐 竹 貴 幸 君
住民生活課長 田 中 公 広 君	福 祉 課 長 池 田 康 浩 君
健康増進課長 田 代 忍 君	農林水産課長 梶 浩 之 君
商工観光課長 釜 辰 信 君	建 設 課 長 鎌 倉 博 之 君
上下水道課長 平 田 秀 臣 君	教 育 課 長 宮 島 昭 典 君
スポーツ・文化振興課長 岡 田 謙 治 君	

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

議会事務局長 窪 田 和 彦 君	次長（主幹） 鎌 田 富士夫 君
------------------	------------------

議 長 諸 般 の 報 告

- 1 例月現金出納検査結果報告書（別紙のとおり）
- 2 水俣芦北広域行政事務組合議会定例会
期 日 令和6年9月30日（月）
場 所 水俣芦北広域行政事務組合
内 容 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に
関する条例の制定について
- 3 南九州西回り自動車道の早期実現に関する後期要望活動
期 日 令和6年9月30日（月）
場 所 東福第二ビル（福岡市）
- 4 第2回熊本県市町村総合事務組合議会
期 日 令和6年10月4日（金）
場 所 熊本県市町村自治会館
内 容 令和5年度熊本県市町村総合事務組合一般会計歳入歳出決算
の認定について
- 5 第1回熊本県町村議会議員研修会
期 日 令和6年10月9日（水）
場 所 芦北町役場 3階議員控室（オンライン形式）
内 容 講演：演題 議会改革による「議員のなり手不足」打開の道
—「住民自治の根幹」としての議会の作動—
講 師 大正大学地域創生学部 教授 江藤 俊昭 氏
- 6 水俣・芦北地域振興計画の推進に係る要望活動
期 日 令和6年10月15日（火）～16日（水）
場 所 衆議院議員会館、参議院議員会館及び各関係省庁（東京都）
- 7 芦北町文化祭
期 日 令和6年10月26日（土）
場 所 芦北町民総合センター（しろやまスカイドーム）
- 8 南九州西回り自動車道整備促進に係る要望活動
期 日 令和6年10月29日（火）
場 所 東福第二ビル（福岡市）
- 9 芦北町生活安全安心推進協議会
期 日 令和6年11月7日（木）
場 所 芦北町役場3階大会議室
内 容 芦北町の犯罪情勢及び犯罪抑止に向けた取り組み外

- 10 芦北町立田浦小学校創立１５０周年記念式典
期 日 令和６年１１月１０日（日）
場 所 芦北町立田浦小学校体育館
- 11 南九州西回り自動車道建設促進大会
期 日 令和６年１１月１３日（水）
場 所 ホテルルポール麴町（東京都）
- 12 第６８回町村議会議長全国大会
期 日 令和６年１１月１３日（水）
場 所 NHKホール（東京都）
内 容 要望、決議、特別決議及び実行運動方法 外
- 13 熊本県関係国会議員への要望と意見交換会
期 日 令和６年１１月１３日（水）
場 所 全国町村会館（東京都）
内 容 第６８回町村議会議長全国大会における決議・要望事項等
- 14 芦北町立内野小学校創立１５０周年記念式典
期 日 令和６年１１月１７日（日）
場 所 芦北町立内野小学校体育館

令和６年１２月３日

芦北町議会議長 宮 内 道 則

議員派遣の結果報告

- 1 熊本県町村議会議長会（議会広報コンクール表彰式及び議会広報研修会）
 - （１）目 的 議会広報の活性化に資するため
 - （２）派遣場所 グランメッセ熊本（上益城郡益城町）
 - （３）期 日 令和６年１１月６日（水）
 - （４）派遣議員 ６人
 - （５）内 容 議会広報コンクール表彰式
パネルディスカッションテーマ「住民の期待に応えているか!!」
議会広報ファシリテーター・熊本大学客員教授 越地真一郎 氏外
- 2 総務厚生常任委員会視察研修
 - （１）目 的 地方公共団体の事務に関する調査のため
 - （２）派遣場所 岐阜県郡上市・福井県あわら市
 - （３）期 間 令和６年１１月１８日（月）～２０日（水）
 - （４）派遣議員 ４人
 - （５）内 容 小水力発電事業について
あわら北潟風力発電所視察 等
- 3 建設経済文教常任委員会視察研修
 - （１）目 的 地方公共団体の事務に関する調査のため
 - （２）期 日 令和６年１１月１８日（月）～２０日（水）
 - （３）派遣場所 静岡県伊豆市・神奈川県愛川町
 - （４）派遣議員 ５人
 - （５）内 容 有害鳥獣被害対策事業について
空き家対策について 等

令和６年１２月３日

芦北町議会議長 宮 内 道 則

芦北町議会議長 宮内道則様

芦北町監査委員 井川良一

芦北町監査委員 長口 隆

例月現金出納検査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第235条の2第1項の規定により例月現金出納検査を実施したので、同条第3項の規定により、その結果に関する報告を下記のとおり提出します。

記

1 検査の対象

会計管理者の権限に属する現金（歳計現金、一時借入金及び基金並びに歳入歳出外現金）の出納及び保管

2 検査現在期日

令和6年10月31日

3 検査実施日

令和6年11月11日

4 検査の結果及び意見

検査現在期日における歳計現金及び基金並びに歳入歳出外現金（一時借入金なし）の保管状況は、預金通帳、保管現金及び現金保管状況一覧表と照合した結果すべて符合し相違ないこと及び適正に処理されていることを確認した。

また、出納事務については、現金出納にかかる証拠書類及び関係帳表と照合、検査の結果、計数に誤りはなく何ら不正非違の点も見受けられず、すべて適正に処理されていることを認めた。

なお、参考まで検査現在期日における現金の現在高は、次のとおりである。

一般会計・特別会計	歳計現金	644,173,962 円
	一時借入金	0 円
	基金に関する現金	6,719,126,494 円
	歳入歳出外現金	77,780,212 円
	計	7,441,080,668 円
水道事業会計		376,878,786 円
下水道事業会計		34,874,553 円

開会 午前10時00分

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

○議長（宮内道則君） おはようございます。

定刻前でございますが、ただいまから令和6年第4回芦北町議会定例会を開会します。

岡部君、寺本修一君から欠席届が出ております。

これより本日の会議を開きます。

議席に配付の議事日程にしたがって会議を進めてまいります。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

第1 会議録署名議員の指名

○議長（宮内道則君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、13番 元山君及び1番百田君の2人を指名します。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

第2 会期の決定について

○議長（宮内道則君） 日程第2「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会からの答申に基づき、本日から12月6日までの4日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日から12月6日までの4日間に決定しました。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

第3 諸報告

○議長（宮内道則君） 日程第3「諸報告」を行います。

議長諸般の報告、例月現金出納検査結果、議員派遣の結果報告及び町長の行政報告の内容は、議席に配付のとおりです。

以上で、諸報告を終わります。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

第4 町長の提案理由説明

○議長（宮内道則君） 日程第4「町長の提案理由」を求めます。

竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） おはようございます。

本日ここに、芦北町議会12月定例会の招集を申し上げましたところ、議員各位におかれましては、ご出席を賜り、ありがとうございました。

さて、令和4年度から整備を進めておりました湯浦地区の地域優良賃貸住宅友田団地が完成を迎えました。本住宅が、今後入居される方々にとってよりよい生活の場となるとともに、

歴史ある湯浦地区での新たなコミュニティの形成や、地域の活性化に繋がることを期待しているところであります。

また、文化祭やあしきた花火まつり、観光まつりなどの各種イベントは、町内外から多くの参加者で賑わい、特に花火まつりは6,000人が来場するなど、町の活気を肌で感じることができました。今後も地域に活力を与えられるよう、様々な施策に全力で取り組んでまいります。

なお、芦北町は、この1月1日に合併20周年の節目を迎えます。これまでの歩みにご協力頂いた皆様に心から感謝と御礼を申し上げます。来たる2月8日土曜日に記念式典を開催する運びとしており、現在準備を進めているところであります。

それでは、本定例会に付議しました議案につきまして、ご説明申し上げます。

まず、令和6年度芦北町一般会計補正予算の専決処分に係る承認1件、次に財産の取得に係る議案3件、令和6年度芦北町一般会計及び特別会計並びに水道事業会計に係る補正予算6件、芦北町一般職の職員の給与に関する条例等の改正4件、規約の変更1件、人事案件2件の合計17件を提案しております。

ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

なお、また、先の9月定例会一般質問で、寺本順一議員より次の町長選出馬に関し、期待と激励をいただきながら、明確な姿勢を留保しておりました。ここに、議長のお許しを得て、所信の一端を述べさせていただきます。

令和2年7月豪雨被災から一刻も早い復旧復興を図ってまいりましたが、ハード面では、その90%以上が完成を見、これからはいよいよ創造的復興に取り組まなければならない段階になってまいりました。併せて、この4年間余、急激な少子高齢化による人口減少の影響が誰の目にもわかるようになってきました。

これまでも、地方自治体は、このことを予見し、約半世紀にわたり必死の思いで失われた時代の捲土重来を期し、戦ってまいりました。しかし、もはや地方の自助努力だけでは如何ともし難い状況にまで落ち込んでしまいました。底に穴の空いたバケツの中で水を奪い合うときではなくなったのであります。国の存立そのものが危惧される由々しき事態に突入しております。これからは、正しき国家観を国と地方が共有しながら、この国難に立ち向かわなければなりません。

そのためには、地方から国にきちんと物申す姿勢こそ、これからの市町村長に求められる政治の要諦になってくると確信をしております。なぜなら、生命を守る食料を生み出し、また綺麗な水と空気と緑を提供しながら国土を支えている地方の発展なくして、国の安定、繁栄などあり得ないからであります。地方が滅びれば、都市部の崩壊は火を見るより明らかであります。今日まで人様のご意見を聞く中で、熟慮、検討を重ねた結果、これからの4年間、町の、いわゆる地方の中興の志士たらんことを胸に、鋭意、刻苦勉励することを自らに念じ、ここに、次期芦北町長選に出馬することを表明いたします。ありがとうございました。

○議長（宮内道則君） 町長の説明が終わりました。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

第5 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて

令和6年度芦北町一般会計補正予算（第4号）

○議長（宮内道則君） 日程第5、承認第6号「専決処分の承認を求めることについて 令和6年度芦北町一般会計補正予算（第4号）」を議題とします。

本案について、説明を求めます。白坂企画財政課長。

○企画財政課長（白坂達也君） 承認第6号、専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

令和6年度芦北町一般会計補正予算（第4号）を、地方自治法第179条第1項の規定により、10月1日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

今回の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ2,104万4,000円を追加し、総額を130億878万7,000円とするものでございます。

歳出からご説明申し上げます。予算書は7ページをお願いいたします。

款2総務費です。衆議院議員選挙費の2,104万4,000円は、令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙に係る経費です。

次に、歳入についてご説明申し上げます。予算書は6ページになります。

款14国庫支出金です。総務費委託金の2,104万4,000円は、衆議院議員選挙費委託金です。以上で、説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから承認第6号を採決します。

お諮りします。本案は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、承認第6号は承認することに決定しました。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

第6 議案第72号 財産の取得について

第7 議案第73号 財産の取得について

第8 議案第74号 財産の取得について

○議長（宮内道則君） 日程第6、議案第72号「財産の取得について」から日程第8、議案第74号「財産の取得について」までを、議会運営委員会の答申に基づき、会議規則第36条の規定により一括議題とします。

本案について、説明を求めます。宮島教育課長。

○教育課長（宮島昭典君） 議案第72号から議案第74号までの内容につきましては、先般開催をされました、全員協議会においてご説明をさせていただいておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案第72号、財産の取得について、ご説明申し上げます。

本議案は、令和6年度芦北町立小学校教師用教科書指導書及び指導用教材の購入に係るものでございます。

- 1 契約の目的 小学校教師用教科書指導書及び指導用教材購入
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約の金額 3,442万3,521円
- 4 契約の相手方 熊本県葦北郡芦北町大字佐敷153番地
勝屋有限会社
代表取締役 森下邦夫

財産の取得の概要は、学校で使用する教師用の教科書等について、4年に1度行われる教科書改訂に基づき整備するものです。

次に、入札の経緯について申し上げます。

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、その性質または目的が競争入札に適さないものに該当し、随意契約としまして、入札を令和6年3月26日に、契約を同年3月28日に行っております。

なお、提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

次に、議案第73号、財産の取得について、ご説明申し上げます。

本議案は、令和2年度芦北町立小学校教師用教科書指導書及び指導用教材購入に係るものでございます。

- 1 契約の目的 小学校教師用教科書指導書及び指導用教材購入
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約の金額 2,437万1,297円
- 4 契約の相手方 熊本県葦北郡芦北町大字佐敷153番地
勝屋有限会社
代表取締役 森下邦夫

財産の取得の概要及び入札の経緯は、議案第72号と同様でございます。

入札は令和2年3月13日、契約は同年3月16日に行っております。

なお、提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

次に、議案第74号、財産の取得について、ご説明申し上げます。

本議案は、平成27年度芦北町立小学校教師用教科書指導書及び指導用教材購入に係るものでございます。

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 小学校教師用教科書指導書及び指導用教材購入 |
| 2 契約の方法 | 随意契約 |
| 3 契約の金額 | 1,659万8,773円 |
| 4 契約の相手方 | 熊本県葦北郡芦北町大字佐敷153番地
勝屋有限会社
代表取締役 森下邦夫 |

財産の取得の概要及び入札の経緯は、議案第72号と同様でございます。

入札は平成27年3月25日、契約は同年4月1日に行っております。

なお、提案理由につきましては、記載のとおりでございます。以上で、説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。川尻君。

○10番（川尻成美君） この3本とも同じ説明がありましたけども、これ、1本にできなかった理由は、なんかもうちょっと詳しく説明してもわからんとじゃないですか。違うかな。

○議長（宮内道則君） 宮島教育課長。

○教育課長（宮島昭典君） お答えします。

今回、3件の議案につきましては、それぞれ年度が異なりますので別々にいたしております。

○議長（宮内道則君） 川尻君、よろしいでしょうか。はい。では他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから日程第6、議案第72号から日程第8、議案第74号までを順次討論を行い、採決します。

日程第6、議案第72号について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第72号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第72号は原案のとおり可決しました。

日程第7、議案第73号について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第73号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第73号は原案のとおり可決しました。

日程第8、議案第74号について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第74号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第74号は原案のとおり可決しました。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

第9 議案第75号 令和6年度芦北町一般会計補正予算（第5号）

○議長（宮内道則君） 日程第9、議案第75号「令和6年度芦北町一般会計補正予算（第5号）」を議題とします。

本案について、説明を求めます。白坂企画財政課長。

○企画財政課長（白坂達也君） 議案第75号、令和6年度芦北町一般会計補正予算（第5号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,598万9,000円を追加し、総額を131億8,477万6,000円とするものでございます。

また、第2条で債務負担行為、第3条で地方債の補正を計上しています。

歳出からご説明申し上げます。予算書は13ページをお開きください。

まず、今回の補正は、款1の議会費から款9の教育費まで、議員期末手当の改定、職員及び会計年度任用職員の給与、賞与の改定等に伴う補正を行っており、総額で1,438万5,000円の増額となっております。

また、節10需用費の光熱水費は、高压契約に係る大規模契約割引特約制度の終了等により、総額で1,278万円の増額となっております。

以降、各款の補正につきましては、これらを省略してご説明申し上げます。

款2総務費です。財産管理費の1,775万4,000円の減額は、白石地区宅地嵩上げ事業の工事期間延期に伴い、本年度に着工することが厳しいため減額するものです。

予算書は15ページをお願いいたします。

賦課徴収費、需用費の28万4,000円は、標準準拠システム導入に伴うテスト納付書印刷です。戸籍住民基本台帳費、役務費の54万4,000円は、マイナンバーカード取得促進に伴う郵便料です。委託料の124万8,000円は、戸籍情報システム標準仕様書改訂に伴うシステム改修です。

予算書は16ページをお願いいたします。

町長選挙費の39万4,000円は、郵便料金改定に伴う増額です。

款3民生費です。社会福祉総務費、委託料の183万5,000円は、令和6年所得税確定後に調整給付金の給付不足が生じた人に給付するためのシステム改修に伴うものです。障害者福祉費、自立支援給付費等扶助費の5,396万3,000円は、実績見込増加に伴うものです。

予算書は17ページをお願いいたします。

高齢者福祉費の767万6,000円は、認知症高齢者グループホームの防災改修工事に係る地域介護福祉空間整備等施設整備交付金601万2,000円等です。

後期高齢者医療費の846万円は、令和5年度の療養給付費負担金確定に伴う精算金です。

予算書は18ページをお願いいたします。

款4衛生費です。予防費の11万3,000円は、予防接種健康被害調査委員に対する報酬及び費用弁償です。

予算書は19ページをお願いいたします。

生活排水対策事業費の89万1,000円は、下水道事業会計への繰出金です。

予算書は20ページをお願いいたします。

款5農林水産業費です。農道施設事業費、需用費、修繕料の41万6,000円は、広域農道トンネル照明に係る修繕です。

予算書は21ページをお願いいたします。林業振興費、負担金補助及び交付金の245万5,000円は、水俣芦北森林組合の再造林等促進事業の事業規模増加に伴う補正です。

予算書は22ページになります。

款6商工費です。観光費、繰出金の497万9,000円は、町有温泉事業特別会計への繰出金です。

予算書は23ページになります。

芦北海浜総合公園管理運営費、需用費の修繕料179万3,000円は、ゾーブ運搬モノレール送電装置の修繕などです。

款7土木費です。土木総務費、委託料の2,196万8,000円は、残土処理受入の土量増加に伴う現場管理委託料の補正です。

予算書は25ページになります。港湾管理費の1,000万円は、県港湾整備事業の追加事業費に係る負担金です。

款8消防費です。常備消防費の1,133万円は、水俣芦北広域行政事務組合の給与改定

等に伴う人件費の増加です。

予算書は26ページになります。

消防設備費の1,060万円は、白石地区嵩上げ工事に伴う防火水槽撤去工事及び仮設防火水槽設置に係るものです。

款9教育費です。事務局費、償還金利子及び割引料の116万5,000円は、国庫負担金等精算償還金です。教育指導費、需用費の11万5,000円は、不登校対策支援員の活動増加に伴う補正です。

予算書は27ページになります。

項3中学校費の学校管理費、需用費、修繕料の144万9,000円は、田浦中学校屋上貯水槽の送水管劣化による漏水対策にかかるものです。

予算書は30ページになります。

款10災害復旧費です。農地災害復旧費の2,490万円は、令和2年災の河川災害復旧工事進捗に伴う増額です。

次に、歳入についてご説明申し上げます。予算書は10ページになります。

款10地方交付税です。地方交付税の1,100万円は、普通交付税確定によるものです。

款12分担金及び負担金です。災害復旧費分担金の77万2,000円は、農地災害復旧事業に係る受益者分担金です。

款13使用料及び手数料です。商工観光使用料の922万9,000円は、芦北海浜総合公園の利用客増加に伴う増額補正です。

款14国庫支出金です。民生費国庫負担金の2,698万1,000円は、障害者自立支援給付費等扶助費に係る負担金です。総務費国庫補助金の242万1,000円は、定額減税調整給付金システム改修に充当します物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金183万5,000円等です。民生費国庫補助金の601万2,000円は、認知症高齢者グループホーム防災改修補助に充当します地域介護福祉空間整備等施設整備交付金です。

予算書は11ページになります。

款15県支出金です。民生費県負担金の1,349万円は、障害者自立支援給付費等扶助費に係る負担金です。衛生費県補助金の8万3,000円は、熊本県疾病予防費県補助金です。災害復旧事業費県補助金の2,412万8,000円は、農地災害復旧事業に係る補助金です。

款18繰入金です。九州新幹線漏水対策等被害対策基金繰入金及び南九州西回り自動車道漏水等被害対策基金繰入金は、光熱費等に充当するものです。

款19繰越金です。歳入歳出不足額に充当します5,997万円は、前年度繰越金です。

款20諸収入です。雑入の1,064万6,000円は、白石地区仮設防火水槽設置に係る宅地嵩上げ消防施設補償金1,060万円等です。

予算書は12ページをお願いいたします。

款 21 町債です。土木債の 1,000 万円は、港湾整備事業に充当するものです。

予算書は 5 ページをお願いいたします。

第 2 表債務負担行為補正についてご説明申し上げます。

住基ネットシステム機器賃借料及び中学校教員用教科用図書指導書及び指導用教材購入費の総額 2,904 万 3,000 円を追加するものです。

予算書は 6 ページになります。

第 3 表地方債補正についてご説明申し上げます。

港湾整備事業を 1,000 万円増額し、1,550 万円に変更するものです。利率や償還方法等は表に記載のとおりです。

なお、31 ページから 33 ページに給与費明細書を、34 ページに債務負担行為の当該年度以降の支出予定額等に関する調書を、35 ページに地方債の現在高の見込額に関する調書を添付しております。以上で、説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。楠原君。

○2 番（楠原清照君） 10 ページのですね、使用料及び手数料、商工観光使用料でございます。芦北海浜公園使用料 791 万 2,000 円増、あと駐車場のですね、使用料、伸びておるということでございますけれども、少し詳しく説明をお願いします。

○議長（宮内道則君） 釜課長。

○商工観光課長（釜 辰信君） お答えします。

使用料ですが、4 月から 10 月までの売上が昨年を超えました。残り 5 か月の予想売上を計上したところでございます。

本年 4 月から、地域おこし協力隊や IT 企業の広報活動に力を入れ、啓発活動を強化したことが幸いしたのかなというのが一つと、来場されたお客様が SNS を使って、Y o u T u b e とかインスタグラム等で多くのお客様に周知していただいたというのが大きな要因ではないかなと。もう一つが、4 月から新体制になりました。現社長がちょくちょく会場に行っていて、職員に声をかけて、職員の士気が非常に上がり、サービス力が大分上がったんではないかなという思いでございます。以上です。

○議長（宮内道則君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第 75 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第75号は原案のとおり可決しました。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

第10 議案第76号 令和6年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（宮内道則君） 日程第10、議案第76号「令和6年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。

本案について、説明を求めます。田中住民生活課長。

○住民生活課長（田中公広君） 議案第76号、令和6年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、ご説明いたします。

今回の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ88万9,000円を追加し、総額を30億3,581万5,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、予算書をもとに歳出からご説明いたします。予算書は7ページになります。

款1総務管理費から款4保健事業費の計88万9,000円は、職員及び会計年度職員の給与改定等に伴う職員給与費等の補正です。

次に、歳入につきましては、6ページになります。

款6繰越金です。前年度繰越金の88万9,000円を補正財源とするものでございます。

なお、予算書8ページから10ページに給与費明細書を添付しております。以上で、説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第76号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第76号は原案のとおり可決しました。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

第11 議案第77号 令和6年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（宮内道則君） 日程第11、議案第77号「令和6年度芦北町介護保険事業特別会計

補正予算（第２号）」を議題とします。

本案について、説明を求めます。池田福祉課長。

○福祉課長（池田康浩君） 議案第７７号、令和６年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）について、ご説明いたします。

予算の総額に歳入歳出それぞれ２億５千１百万円を追加し、総額を２億５千１百万円とするものでございます。

補正の内容につきまして、予算書をもとに歳出からご説明いたします。予算書は７ページになります。

款１総務費です。一般管理費の１億６千４百万円は、給与改定等に伴う職員給与費等及び水俣芦北広域行政事務組合負担金の補正でございします。賦課徴収費の４千１百万円は、総合行政システムの標準化に伴うテスト印刷用です。

款４地域支援事業費です。任意事業の４千５百万円は、給与改定等に伴う会計年度任用職員報酬等の補正及び高齢者見守りシールの周知拡大のためのポスター作成にかかる印刷製本費でございします。

款５諸支出金です。独自事業費の３千６百万円は、高齢者補聴器購入費助成事業補助金の実績見込増加に伴う補正でございします。

次に、歳入につきまして、６ページになります。

款７繰入金です。その他一般会計繰入金の１億６千４百万円は、職員給与相当額を一般会計から繰り入れる職員給与費等繰入金及び水俣芦北広域行政事務組合負担金を一般会計から繰り入れる事務費繰入金でございします。

款８繰越金です。前年度繰越金の８千５百万円を補正財源とするものでございします。

なお、予算書８ページから１０ページに給与費明細書を添付しております。以上で、説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第７７号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第７７号は原案のとおり可決しました。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

第 1 2 議案第 7 8 号 令和 6 年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算（第 2 号）

○議長（宮内道則君） 日程第 1 2、議案第 7 8 号「令和 6 年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算（第 2 号）」を議題とします。

本案について、説明を求めます。金商工観光課長。

○商工観光課長（金 辰信君） 議案第 7 8 号、令和 6 年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算（第 2 号）について、ご説明いたします。

予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 9 7 万 9, 0 0 0 円を追加し、総額を 1 億 5, 5 9 9 万 2, 0 0 0 円とするものでございます。

補正の内容につきまして、予算書をもとに歳出からご説明いたします。予算書は 7 ページになります。

款 1 温泉運営費です。湯浦温泉センター運営費から、計石温泉センター運営費の計 4 9 7 万 9, 0 0 0 円は、給与改定等に伴う職員給与費等の補正及び電気料の増額見込に伴います補正でございます。

次に、歳入につきましては、6 ページになります。

款 3 繰入金です。一般会計繰入金の 4 9 7 万 9 0 0 0 円を、今回の補正財源とするものでございます。

なお、予算書 8 ページから 1 0 ページに給与費明細書を添付しております。以上で、説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第 7 8 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 7 8 号は原案のとおり可決しました。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

第 1 3 議案第 7 9 号 令和 6 年度芦北町水道事業会計補正予算（第 1 号）

○議長（宮内道則君） 日程第 1 3、議案第 7 9 号「令和 6 年度芦北町水道事業会計補正予算（第 1 号）」を議題とします。

本案について、説明を求めます。平田上下水道課長。

○上下水道課長（平田秀臣君） 議案第79号、令和6年度芦北町水道事業会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

水道事業会計予算の収益的支出総額に106万6,000円を追加し、2億4,066万円と定めるものです。

それでは、補正の内容について、予算書をもとに説明いたします。

予算書1ページ中段、第2条の款1水道事業費用です。営業費用の106万6,000円は、給与改定等に伴う人件費の補正でございます。

下段、第3条の議会の議決を経なければ流用することができない職員給与費予算額に106万6,000円を追加し、4,806万6,000円とするものでございます。

給与費の内訳につきましては、6ページの明細書のとおりでございます。

予算書3ページ以降が補正予算の明細書となっております。

なお、明細書につきましては、今回の補正に係る箇所のみを記載しております。以上で、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第79号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第79号は原案のとおり可決しました。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

第14 議案第80号 令和6年度芦北町下水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（宮内道則君） 日程第14、議案第80号「令和6年度芦北町下水道事業会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案について、説明を求めます。平田上下水道課長。

○上下水道課長（平田秀臣君） 議案第80号、令和6年度芦北町下水道事業会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、農業集落排水事業予算の収益的収入及び支出総額に、それぞれ54万5,000円を追加し、収入を2億1,910万1,000円、支出を2億1,878万7,000

円と定めるものです。

また、資本的収入及び支出総額にそれぞれ290万円を追加し、収入を8,894万4,000円、支出を8,925万8,000円と定めるものです。

次に、生活排水処理事業予算の収益的収入及び支出総額にそれぞれ34万6,000円を追加し、収入を7,956万4,000円、支出を7,914万2,000円と定めるものです。

それでは、農業集落排水事業予算からご説明申し上げます。

補正の内容について、予算書をもとに支出からご説明いたします。

予算書1ページ中段であります。第2条の款1下水道事業費用です。営業費用の54万5,000円は、給与改定等に伴う人件費の補正でございます。

予算書2ページをお願いします。下段、第5条の議会の議決を経なければ流用することができない職員給与費予算額に54万5,000円を追加し、850万3,000円とするものでございます。

なお、給与費の内訳につきましては、14ページの明細書のとおりでございます。

次に、収入につきましては、1ページ中段になります。

款1下水道事業収益です。営業外収益の54万5,000円は、他会計補助金として一般会計からの繰入金を今回の補正財源とするものでございます。

下段の第3条、款1資本的支出です。建設改良費の290万円は、芦北地区10号中継ポンプの配管破損修繕に係る工事請負費でございます。

次に、収入につきましては、支出の上になります。

款1資本的収入です。企業債の290万円は、今回の補正財源として起債するものでございます。

次に、予算書は2ページになります。

本案第4条の企業債補正についてご説明いたします。

農業集落排水施設建設改良事業を2,110万円から290万円を増額し2,400万円とするものです。利率の償還方法は、表に記載のとおりです。

次に、生活排水処理事業予算の支出からご説明いたします。予算書は3ページ中段になります。

本案第2条の款1下水道事業費用です。営業費用の34万6,000円は、給与改定等に伴う人件費の補正でございます。第3条の議会の議決を経なければ流用することのできない職員給与費予定額に34万6,000円を追加し、741万2,000円とするものでございます。

なお、給与費の内訳につきましては、14ページの明細書のとおりでございます。

次に、収入につきましては、支出の上になります。

款1下水道事業収益です。営業外収益の34万6,000円は、他会計補助金として、一般会計からの繰入金を今回の補正財源とするものでございます。

予算書の５ページ以降が補正予算の明細書となっております。

なお、明細書につきましては、今回の補正に係る箇所のみを記載しております。以上で、説明を終わります。よろしくお願いします。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第８０号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第８０号は原案のとおり可決しました。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

第１５ 議案第８１号 芦北町一般職の職員の給与に関する条例及び芦北町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第１６ 議案第８２号 芦北町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第１７ 議案第８３号 芦北町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮内道則君） 日程第１５、議案第８１号「芦北町一般職の職員の給与に関する条例及び芦北町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」から、日程第１７、議案第８３号「芦北町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」までを、議会運営委員会の答申に基づき、会議規則第３６条の規定により一括議題とします。

本案について、説明を求めます。松本総務課長。

○総務課長（松本俊造君） 議案第８１号から議案第８３号までは関連する改正となりますので、一括してご説明申し上げます。

議案第８１号、芦北町一般職の職員の給与に関する条例及び芦北町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、熊本県人事委員会勧告に基づき職員の給料及びボーナスの増額改定を行うものです。

第１条では、一般職の職員の令和６年１２月の期末手当及び勤勉手当をそれぞれ０．０５月増額し、また給料表を平均３％増額改定するものです。

第2条では、令和7年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給率を規定しております。

第3条では、特定任期付職員の給料月額と期末手当の増額改定を規定しております。

附則として、条例の第1条と第3条は公布の日から、第2条は令和7年4月1日から施行するものです。

次に、議案第82号、芦北町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、及び議案第83号、芦北町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、国の特別職の職員の給与に関する法律の改正に合わせて、それぞれの議案の第1条で、町長、副町長、教育長、議会議員の令和6年12月の期末手当について、0.05月の増額改定を行うものです。

第2条では、令和7年度以降の期末手当の支給率を規定しております。

附則として、条例の第1条は公布の日から、第2条は令和7年4月1日から施行するものです。

なお、提案理由は記載のとおりです。以上で、説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから日程第15、議案第81号から日程第17、議案第83号までを順次討論を行い、採決します。

日程第15、議案第81号について、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第81号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第81号は原案のとおり可決しました。

日程第16、議案第82号について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第82号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第82号は原案のとおり可決しました。

日程第 17、議案第 83 号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第 83 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 83 号は原案のとおり可決しました。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

第 18 議案第 84 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（宮内道則君） 日程第 18、議案第 84 号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。松本総務課長。

○総務課長（松本俊造君） 議案第 84 号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、刑法改正により懲役刑及び禁固刑が廃止され、新たに拘禁刑が創設されることに伴い、第 1 条芦北町一般職の職員の給与に関する条例から、第 7 条芦北町議会の個人情報の保護に関する条例までの条例中、禁固及び懲役の文言を拘禁刑に改めるものです。

附則として、この条例は刑法等の一部を改正する法律の施行の日から施行するものです。

提案理由は記載のとおりです。以上で、説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第 84 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 84 号は原案のとおり可決しました。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

第 19 議案第 85 号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部

変更について

○議長（宮内道則君） 日程第19、議案第85号「熊本市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。松本総務課長。

○総務課長（松本俊造君） 議案第85号、熊本市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について、ご説明申し上げます。

本案は、熊本市町村総合事務組合の構成団体である山鹿市が、令和7年3月31日をもって、熊本市町村総合事務組規約第3条第10号に規定する交通災害事務から脱退するため、規約の一部を改正するものです。

なお、提案理由は記載のとおりです。以上で、説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第85号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第85号は原案のとおり可決しました。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

○議長（宮内道則君） ここで、議案配布のため、しばらくお待ちください。

〔議案 配布〕

○議長（宮内道則君） 配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 配付漏れなしと認めます。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

第20 同意第2号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

○議長（宮内道則君） 日程第20、同意第2号「教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて」を議題とします。

本案について、説明を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 芦北町教育委員会教育長に次の者を任命したいので、議会の同意を求めます。

住所、熊本県葦北郡芦北町大字田浦町551番地2、氏名、岩田繁義。

この件につきましては、令和7年2月10日に任期満了となるものでございまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を得る必要がありますので、本案を提出します。

氏は、平成31年2月から教育長としてその職責を全うし、これまで課題でありました学力向上に積極的に取り組むなど、教育の振興・発展にご尽力いただいております、現在熊本県教育長会研修部会長としても活躍しておられます。

これまでの豊富な経験と実績は、これからの教育行政の発展に大きく寄与するものでありまして、まさに教育長に適任と認め、ここに議会の同意を求めるものであります。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから同意第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、同意第2号は原案のとおり同意することに決定しました。

ここで、暫時休憩をいたします。

岩田教育長の入場を求めます。

〔岩田教育長 入場〕

○議長（宮内道則君） ここで、岩田教育長に挨拶を求めます。岩田教育長。

○教育長（岩田繁義君） 議長のお許しを得ましたので、ご挨拶申し上げます。

この度、議会の同意をいただき、再任することとなりました。深く感謝申し上げます。

私は、就任当初から、本町の基本理念でございます「すべては次代を担う子どもたちのために」を念頭に置き、郷土の未来を育む人づくりを目指してまいりました。

これからも、基本理念や教育理念である「温故創新」のもとに、次代を担う子どもたちのために学校教育と社会教育を融合を図りながら、地域全体で子どもたちを育てる環境と、礼儀・礼節と郷土愛を持ち、心身ともに逞しい子どもたちを育てていきたいと考えております。

また、安心・安全に学ぶことができる施設環境整備にも努めてまいります。

今後とも、竹崎町長のもと教育行政の推進に誠心誠意努めてまいりますので、皆様方

ご支援、ご協力を賜りますよう、お願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮内道則君） 岩田教育長の益々のご活躍を祈念いたします。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

休憩 午前10時58分

再開 午前11時00分

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

○議長（宮内道則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

○議長（宮内道則君） ここで、議案配布のため、しばらくお待ちいただきます。

[議案 配布]

○議長（宮内道則君） 配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 配付漏れなしと認めます。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

第21 同意第3号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（宮内道則君） 日程第21、同意第3号「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を議題とします。

本案について、説明を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 芦北町教育委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求めます。

住所、熊本県葦北郡芦北町大字佐敷186番地、氏名、濱田真理子。

この件につきましては、令和7年2月10日に任期満了となるものでございまして、教育委員の任命については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を得る必要がありますので、本案を提出いたします。

濱田真理子氏は、令和6年4月から教育委員に任命され、現在1期目です。水俣市立湯出小学校長、田浦小学校長を歴任され、教育に関する高い識見と豊富な経験を有しておられることから、引き続きご活躍いただくため、ここに議会の同意を求めるものでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから同意第3号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、同意第3号は原案のとおり同意することに決定しました。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

○議長（宮内道則君） 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

散会 午前11時02分

芦北町議会定例会会議録

令和6年12月6日（金）

令和6年度第4回芦北町議会定例会議事日程（第2号）

令和6年12月6日

午前10時 開会

於 議 場

1 議事日程

第1 一般質問

（一括議題＝日程第2から日程第5まで）

第2 総務厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第3 建設経済文教常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第4 議会広報委員会の閉会中の継続調査の申出

第5 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出

（閉 会）

2 出席議員（12名）

1 番 百 田 翔 吾 君	2 番 楠 原 清 照 君
3 番 長 口 隆 君	4 番 林 田 燿 宏 君
6 番 寺 本 順 一 君	7 番 白 坂 康 浩 君
8 番 草 野 安 道 君	9 番 宮 尾 秀 行 君
10 番 川 尻 成 美 君	11 番 寺 本 修 一 君
13 番 元 山 秀 志 君	14 番 宮 内 道 則 君

3 欠席議員（2名）

5 番 坂 本 登 君	12 番 岡 部 恵美子 君
-------------	----------------

4 説明のため出席した者の職氏名（15名）

町 長 竹 崎 一 成 君	副 町 長 藤 崎 正 司 君
教 育 長 岩 田 繁 義 君	総 務 課 長 松 本 俊 造 君
企画財政課長 白 坂 達 也 君	税 務 課 長 佐 竹 貴 幸 君
住民生活課長 田 中 公 広 君	福 祉 課 長 池 田 康 浩 君
健康増進課長 田 代 忍 君	農林水産課長 梶 浩 之 君
商工観光課長 釜 辰 信 君	建 設 課 長 鎌 倉 博 之 君
上下水道課長 平 田 秀 臣 君	教 育 課 長 宮 島 昭 典 君
スポーツ・文化振興課長 岡 田 謙 治 君	

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

議会事務局長 窪 田 和 彦 君 次長（主幹） 鎌 田 富士夫 君

令和6年第4回芦北町議会定例会一般質問通告表

質問 順番	質問者	質問事項	質 問 の 要 旨	質問の相手
1	楠原清照	1 湯浦に建設されている町営友田団地(地域優良賃貸住宅)の建設目的等について	① 施設の概要や特色はどうなっているのか。 ② 施設建設の目的は何か。また、本施設をどのように生かそうと考えているのか。	町長及び 担当課長
		2 町立小中学校プール施設の運営の現状とその課題等について	① 学校教育における水泳授業の目的は何か。 ② 町内小中学校のプールの規模や築年数及び施設の維持管理の現状はどうなっているのか。 ③ 町内小中学校の水泳の授業で町営温泉プールを活用する考えはないか。	町長 教育長 担当課長
2	川尻成美	1 コロナ禍以降の本町の移住・定住施策について	今年度の町長の施政方針の中で、移住・定住の促進について、「移住体験住宅の利用促進に努めるとともに、移住定住特設サイトでの情報発信強化と庁内連携体制の構築を図る」とある。 ① 移住体験住宅と移住定住特設サイトの利用状況はどうなっているのか。 ② 本町におけるコロナ禍以降の移住状況はどうなっているのか。 また、その移住の目的は把握しているのか。 ③ このたび整備されている「芦北町地域優良賃貸住宅 友田団地」は、移住・定住の促進に大きく寄与されると思うが、その他に現在、移住・定住者への支援策はどのようなものがあるのか。 ④ 移住・定住施策については、全国の多くの自治体が行っているが、今後、本町は、どのような独自の特色ある取組で、他の自治体の取組に対して差別化を図っていくのか。	町長及び 担当課長

質問 順番	質問者	質問事項	質 問 の 要 旨	質問の相手
3	林田耀宏	1 芦北福祉センターについて	湯浦地区にある芦北福祉センターは、昭和48年に完成し、今年で築51年になる。地域住民から長年親しまれ、湯浦地区のシンボリック的存在となっているが、施設の経年劣化等により、そろそろ更新の時期に来ていると思われる。 ① 現在の施設利用状況はどうなっているのか。 ② これまでどのような修繕を施しているのか。 ③ いずれは、蛍光灯の製造が中止されると聞か が、その対策はどうなっているのか。 また、耐震や空調に関してはどのように考 えているのか。 ④ 今後、施設の建て替えなどを含め計画はど のように考えているのか。	町長及び 担当課長

開会 午前10時00分

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

○議長（宮内道則君） おはようございます。

直ちに本日の会議を開きます。

岡部君、坂本君から欠席届が出ております。

本日の日程は、議席に配付しております議事日程のとおりであります。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

第1 一般質問

○議長（宮内道則君） 日程第1、一般質問を行います。

質問通告者は3名です。通告書は、お手元に配布しております。質問時間は、従来どおり補助質問を含めて30分以内に制限します。それから、一般質問は通告制であります。質問に関連して求める関連質問は許可しません。質問に当たっては、通告内容に基づいた質問をされるよう求めます。なお、執行部の答弁も明快かつ簡潔に願います。

それでは、順番に発言を許します。

はじめに、楠原君。

○2番（楠原清照君） おはようございます。楠原でございます。

芦北町議会会議規則第60条第1項の規定に基づき、議長の許可の下、質問をさせていただきます。

今年も、あっという間に師走を迎えてしまいましたけれども、今年の日本を振り返れば、1月1日に能登半島大地震が発生、2日には日航機と海上保安庁の飛行機が衝突、炎上するという痛ましい事故がありました。

一方で、JAXAの月探査機SLIMが日本の無人探査機として初めて月面着陸に成功、日本の新たな主力ロケットH3も打ち上げに成功するといううれしいニュースもありました。

また、7月には日本銀行が新紙幣を発行、パリ五輪では日本選手団が大活躍しました。中央政界では、自民党総裁に石破氏が選出され首相に就任しましたが、衆議院議員選挙では与党が大敗し、中央政界の地図ががらりと変化いたしました。

そして世界では、トランプがアメリカ大統領選挙に勝ち、ロシアによるウクライナ侵攻、侵略戦争や、イスラエルとハマスの対立が依然として続いております。極東では、中国が我が国固有の領土、尖閣諸島周辺において挑発を繰り返す一方で、台湾を狙っておるようでございますし、北朝鮮は国民生活を犠牲にして、相変わらずミサイルを飛ばし続けています。

そんな情勢の中、先の12月3日、本会議場にて、ついにと申しますか、竹崎町長が来る来年1月の芦北町長選挙への出馬を表明されたわけでございます。グローバル化された現代社会では、世界がくしゃみすれば、我が町とて影響は免れないわけでありまして。よって地方自治体の首長といえども、世界的視野を持たねばならない、そういう時代であろうと思っております。ほかにどのような方が立候補するのか、無投票になるのか、現時点ではわかりません。

けれども、正々堂々戦われることを念じております。

さて、本題に入ります。本日はまず、町営住宅関連の質問から入らせていただきたいと思います。

町営住宅、すなわち公営住宅とは、公営住宅法第1条ではですね、「健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、または転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする」と定められておるようでございます。

もともとは、震災・引揚者等の住宅不足解消を目的に、昭和26年に公営住宅法が制定され、この時は、低額所得者を対象とした公営住宅の供給に主眼が置かれておりましたが、数度の法改正を経て、現在では、応能応益家賃制度の導入や、中堅所得者層を主な対象とした良質な賃貸住宅の供給を促進するという方向になっているようであります。そのような我が国の住宅政策を背景に、我が町の町営住宅は、町政要覧によりますと、令和5年4月1日現在、公営住宅566戸、特定公共賃貸住宅65戸、一般住宅3戸、合計634戸が存在し、供給されておるようでございます。その後、令和5年には災害公営住宅の的場尻団地と園川団地が建設されております。そして、本日の質問対象である友田団地が、湯浦東地区の湯浦川右岸に建設中でありましたが、今月19日の落成式を済ませれば、あとは入居を待つのみとなったわけでございます。

本件につきましては、執行部から議会に対し、令和2年6月10日の全員協議会において、初めて建設事業の説明があったのを皮切りに、その後、令和4年3月7日建設経済常任委員会現地視察、令和5年2月28日の全員協議会では工事概要の説明、同年6月16日定例会で工事請負契約の締結議決、令和6年9月9日定例会では管理条例の制定について議決、同年9月20日定例会において工事請負契約の変更について議決され、現在に至っておるところでございます。主管課である建設課におかれましては、いろいろご苦労があったとは思いますが、いよいよ完成までこぎつけたわけございまして、ここにご慰労を申し上げたいと思います。

ところで本団地は、なかなかユニークな特徴を備えておるようございまして、入居を前にしたただいまのタイミングで、その特徴や概要につきまして質問することで、一般市民はもとより、特に周辺の湯浦地域の住民の皆様にも正しい情報を提供し、その概要を理解していただき、地域に受け入れていただくことは極めて重要ではないかとの観点から、以下の質問をさせていただきます。

通告書1、湯浦に建設されている町営友田団地の建設目的等について質問します。①施設の概要や特色はどうなっているのか。②施設建設の目的は何か。また本施設をどのように生かそうと考えているのか。この2点について質問させていただきます。

次の質問に移ります。我が町には、現在小学校が5校、中学校が3校存在しています。小学校は、田浦、大野、佐敷、湯浦、内野小学校、中学校は、田浦、佐敷、湯浦中学校です。

そして、この各校にプールがありまして、水泳授業が行われているのではないかと推察いたします。そもそも、水泳の授業が学校現場で行われるきっかけとなったのは、1955年、昭和30年5月11日に発生した、宇高連絡船紫雲丸沈没事故において、修学旅行中の子どもたち168名が犠牲となったことで、水難事故防止のための水泳授業が重要視されるようになり、その後の1964年東京オリンピック開催に前後して、プールの設置や水泳授業の普及が一気に進んだとされております。また海外では、プールが整備された学校や、学校教育での水泳授業などはほとんどないようでございます。日本は、先ほど申し上げましたことがきっかけで普及が進んだわけでございますけれども、四方が海に囲まれておる島国でありますから、そういう地理的な特色も相まって普及したのだらうと思うわけです。

いずれにしても、その結果、例えば私で言えば、現在は脂肪が多いこともありまして、一応水にぷっかり浮くことはできますけれども、子ども時代はガリガリでありましたから、自然に浮くことは難しかったと思います。しかし水泳の授業のおかげで、速くはないですけども、平泳ぎ、クロール、背泳ぎなどが今もできるわけでございます。今年の夏も1回だけではございますが、鶴ヶ浜海水浴場へ行って、浮き袋なしで泳ぎましたけれども、昔は水泳の授業に加え、夏休みには毎日川や海に行って泳いでいたものです。これは私だけではなく、ほぼみんなそんな感じだったと思います。そのようなことで、かなづちの人にもいますけれども、おそらく泳げる人が圧倒的に多かったのではないかと思います。これこそまさに、日本の学校教育に水泳授業があったことであると感謝しておるところです。

ところが、近年、プール施設の老朽化に伴う改修や廃止問題、教職員の働き方改革に関連したプール管理や授業の負担軽減の問題、時折り発生するプール事故リスクに対する安全管理の問題などが大きな課題となっているようでございます。2023年5月に発表された文部科学省スポーツ庁の「体育スポーツ施設現況調査報告」によりますと、2021年現在、小学校の屋外プールの設置率は87%、中学校は同65%、これが3年前の2018年時点では、小学校は94%、中学校73%でしたので、それぞれ、小学校で7ポイント、中学校で8ポイントと急減しております。その結果、水泳の実技を取り止めたり、学校外のプールを活用しているところもあるようでございます。とにもかくにも、少子化により児童生徒の減少は続いております。一方で、学校施設はプールも含めて、児童生徒が多かった時代に整備されておりますから、やや能力が課題になっているのではとも思うわけです。また、令和6年7月10日付で文部科学省初等中等局長とスポーツ庁次長連名で、各都道府県教育委員会教育長、各指定都市教育委員会教育長宛で、「学校における働き方改革に配慮した学校プールの管理のあり方について」というタイトルの依頼文が送達されております。それによりますと、プール給水停止等をしなかった結果、校長や担当教師が賠償する事例が発生するなど、学校プールの管理業務が担当する教師等にとって過度な負担に繋がっている事態も見受けられるとして、特定の教師等に学校プールの管理が任せられ、教師等が損害賠償の責めを負う恐れもある中で勤務する状況は望ましくないと断じております。そして学校設置者に対

しては、学校プールの管理を特定の教師等に任せっきりせず、組織として適切に行うための環境整備を徹底するよう依頼しております。最後に、学校プールではなく地域の公営、民営プールを活用して水泳指導を行うことも考えられると結んでおるわけでございます。

このようなことから、通告書２、町立小中学校プール施設の運営の現状とその課題等について質問いたします。①学校教育における水泳授業の目的は何か。②町内小中学校のプールの規模や築年数及び施設の維持管理の現状はどうなっているのか。③町内小中学校の水泳の授業で、町営温泉プールを活用する考えはないか、この３点についてお尋ねしたいと思います。

以上、通告書１と２の質問に対し、ご答弁をお願いします。

これで壇上での質問を終わります。再質問は質問席から行います。

なお、ご答弁にあたっては、本日も９０歳になる私の母が傍聴しておりますもんですから、よく聞こえますように、ゆっくり、はっきり、大きな声でのご答弁を傍聴者の皆様をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（宮内道則君） 楠原君の１回目の質問が終わりました。答弁を求めます。

竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） おはようございます。

冒頭、次の町長選に向けまして激励を賜りまして、誠にありがとうございます。力をいただきました。

さて、楠原議員の主題１について、お答えいたします。

ご質問の友田団地につきましては、湯浦地区の活性化や活力の創出を図ることを目的に整備を進めてまいりました。建物は、ご存じ熊本アートポリス事業によるシンボリックなデザインを採用いたしました。木材をふんだんに使用することで、特徴を持たせております。室内には薪ストーブを設置いたしまして、木のぬくもりを感じられる演出を行い、敷地内には湯浦温泉の特性を活かした足湯を整備するなど、快適な住環境を実現しております。本施設が移住定住の促進に繋がり、湯浦地区の活性化に、ひいては町全体の浮揚、発展に寄与するものとなりますよう期待を寄せているところであります。

なお、詳細につきましては、担当課長より答弁させます。

○議長（宮内道則君） 岩田教育長。

○教育長（岩田繁義君） おはようございます。

質問の主題２の①について、お答えいたします。

学校教育は、学校教育法に基づく指導要領等に沿って授業が行われております。水泳に関しましては、指導の手引きで目的が定められており、水泳などで求められる身体能力を身につけること、また、水中での安全に関する知的な発達を促すこと、さらに、水の事故を未然に防ぐ論理的な思考力を育むことが示されております。本町におきましても、命を守る学習として、水の事故防止に関する心得や、技術の習得を第一に、児童生徒の運動能力の向上や

健康保持に資するものとして水泳授業に取り組んでおります。

次に②の質問について、お答えいたします。

学校プールの現状につきましては、すべての学校で25mプールを設置しており、築年数は60年超えが2校、50年超えが1校、40年超えが3校、30年、20年超えが各1校となっております。施設の維持管理につきましては、水道代や保守・修繕などの費用が、学校全体で年間約200万円となっております。内野小学校につきましては、建設から60年が経過し老朽化が顕著であったため、学校プールの使用を中止し、令和5年度から町営温泉プールを活用しているところでございます。

次に、③の質問について、お答えします。

現在、各学校の水泳授業につきましては、授業時間数など過不足なく行われており、体育科における授業目的は達成されている状況であります。すでに利用している内野小学校の実績を踏まえ、維持管理費用の削減、教職員の負担軽減、天候に左右されない授業の実施、児童生徒の泳力向上などの効果が見受けられております。温泉プールの活用の拡大につきましては、送迎や移動時の安全体制の確立、授業時間数の確保、また温泉プールの受入体制の問題もございますので、総合的に検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（宮内道則君） 鎌倉建設課長。

○建設課長（鎌倉博之君） ①について、お答えします。

施設の詳細につきましては、1棟に2戸タイプの住居を7棟、1棟に1戸タイプの住居を1棟、合計15戸を整備しております。構造は木造2階建て、間取りは3LDK、1戸当たりの延床面積は97.91㎡となっております。特色としては、冬場の空調設備として、CO2排出の抑制など環境にやさしく停電時にも対応できる薪ストーブを全戸のリビングに設置しております。

また、町内で初となる足湯を敷地内に整備するとともに、足湯の構造材には、令和2年7月豪雨災害からの創造的復興の象徴とし、女島ゆめもやい緑地仮設団地で使用した木材を再利用しております。

次に、②の質問について、お答えします。

施設建設の目的については、町の人口減少の要因の一つとなっております。若者や子育て世代の転出抑制と、町外からの移住定住の促進、子育て世代が安心して子どもを産み、子育てできる住環境を提供することを目的としております。湯浦地区にこれまでなかった地域優良賃貸住宅を建設し、さらに敷地内に歴史ある温泉地を生かした足湯を整備することで、入居者だけでなく、地域住民も利用できる憩いの場として提供し、湯浦地区の活性化につなげていきたいと考えております。以上です。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） ありがとうございます。再質問を行いたいと思います。

まず、建設課長にお尋ねいたします。この友田団地の建設の経緯を少し、もう少し詳しく教えてください。

○議長（宮内道則君） 鎌倉建設課長。

○建設課長（鎌倉博之君） 建設の経緯についてですが、令和元年度に地域優良賃貸住宅がなかった湯浦地区に建設を計画、令和2年の6月に用地を取得し令和4年度の完成を目指しておりましたが、令和2年7月に豪雨災害が発生し、災害公営住宅の建設など災害関連事業を最優先としたため、地域優良賃貸住宅建設事業を一時中断しております。その後、復旧・復興の進捗状況を見ながら、令和4年5月に設計、令和5年6月建設工事に着手し、本年12月19日に落成式を迎える運びとなったところでございます。以上でございます。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） 次にですね、15戸のですね、入居は決定しておりますでしょうか。お尋ねします。

○議長（宮内道則君） 鎌倉建設課長。

○建設課長（鎌倉博之君） お答えします。

入居される15戸につきましては、令和6年11月22日に決定しております。以上です。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） 入居予定者のですね、世帯構成はどうなっているのでしょうか。また、町外からの入居者はおられるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（宮内道則君） 鎌倉建設課長。

○建設課長（鎌倉博之君） お答えします。

入居者の世帯構成につきましては、夫婦2人が4世帯、夫婦と子ども1人が4世帯、夫婦と子ども2人が5世帯、夫婦と子ども3人が1世帯、夫婦と子ども4人が1世帯の合計15世帯51人、そのうち子どもが21人となっております。町外からの入居につきましては、3世帯が関東など熊本県外からの入居者となっているところでございます。以上でございます。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） 素晴らしいですね。まさに、ただいまの答弁にですね、本団地の特色と申しますか、目的とするねらいが現れておりましてですね、私はこの答弁をこそ今回引き出したかったわけでございます。

次に、建設している土地は令和2年7月豪雨災害で浸水したと思いますけれども、対策はどうなっていますか。また、耐震に対する対策もどうなっているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（宮内道則君） 鎌倉建設課長。

○建設課長（鎌倉博之君） お答えします。

対策としましては、建設地が令和2年7月豪雨で約30cmほど浸水した状況だったこと

から、住宅の地盤高を約80cm高く造成し、1階床高は約1.2m高く施工しております。

また、東側の山からの土砂災害対策としましては、土砂流入に抵抗が少ない平行配置とし、減災効果を高めております。耐震につきましては、建築基準法で定める耐震基準を満たしております。以上でございます。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） ありがとうございます。

次にですね、この薪ストーブ、非常に珍しいんですけども、これ、メリットなどについて説明してください。

○議長（宮内道則君） 鎌倉建設課長。

○建設課長（鎌倉博之君） お答えします。

先ほども述べさせていただきましたけれども、CO2排出の抑制やゼロカーボンなど、環境に優しく、電気もガスも必要としないため、災害などの停電時にも使用できること、また、エアコンや石油ストーブとは異なり遠赤外線で体を芯から温める効果や、温まった空気を滞留させることで、家全体を温めることもできるなどのメリットが考えられます。以上です。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） この足湯ですけども、これは地域住民も利用できるとご答弁がありましたけれども、どのような造りになっておるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（宮内道則君） 鎌倉建設課長。

○建設課長（鎌倉博之君） お答えします。

足湯につきましては、地域住民も気軽に利用できるよう中庭の県道寄りに配置しており、屋根付きで中央にテーブルを設置し、足湯の広さは幅1.2m、長さ3.1mで、8人程度が対面で腰かけられる造りとなっております。以上でございます。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） ご答弁ありがとうございました。

それでは、この質問の1をまとめてみたいと思います。

本友田団地は、ご答弁にもありましたとおり、本来は、令和2年7月豪雨災害以前から計画されていたものでございましたけれども、被災後は、豪雨で被災した町民や移住者等が安全・安心を実感できる住環境を整備し、次世代へ繋いでいく施設として、地域優良賃貸住宅を整備するため、熊本アートポリスに参加したプロジェクトとなったわけでございます。設計に関しましては、アートポリス公募型プロポーザルでその選定が行われましたけれども、過去最多の48件の応募があったようでございまして、その中で、最優秀賞に選ばれた設計コンセプト案に基づき、建設されたのが本友田団地であろうと思います。

令和4年4月20日に実施された公開審査の概要が、県のホームページで公表されておりますけれども、次のように評価されております。1つ目は、オンリーワンを目指す町の方針に沿うこと、特に薪ストーブを使うことや、足湯で地域コミュニティを促すという提案がゼ

ロカーボン社会にふさわしく、地元湯浦温泉をアピールできるという評価です。公営住宅で薪ストーブが整備されているところなどほとんど聞いたことがありません。足湯もあちこちの道の駅などでは見かけますが、公営住宅に開放型の足湯というものは珍しいのではないかと思います。そのように、アイデアが光る公営住宅でありますので、ご答弁があったように、町外から3世帯が入居、すなわち移住して来られ、51人の入居者のうち、実にこの21人が子どもたちという本住宅建設のねらいどおりの居住者の構成になったことは、実に喜ばしいことではなかろうかと思えます。私のような貧乏人は、すぐ薪代はいくらやろかとか、足湯はただやろかとか考えがちですけれども、質問ではそこまではあえて踏み込みませんでした。なぜなら、要するに、入居者の皆さんは、薪ストーブ、足湯を十分理解した上での入居だろうと思うからであります。

実は昨日、友田団地へ行きましてですね、うろうろしておりましたら、何と本住宅の設計者本人、本人の方とですね、龍口さんですかね、ばったり出会いまして、名刺交換させていただき、暖炉とストーブの違いなどについて教えていただきました。「明日一般質問するが聞きに来なっせ」と誘いましたけれども、残念ながら行けないというお返事でした。とにかくこれで、湯浦湯東地区の人口が51人増えるのであります。そしてそのうち21人が、まさに次代を担う子どもたちであるという事実を知って、質問してよかったなと思った次第です。

去年の12月議会で、私は多目的研修センターの活用等について質問させていただきましたが、町長は、多様な取組により湯浦地域全体の活性化を進めていくと答弁されました。本住宅はまさにその一環であったと理解させていただきました。

今後は、入居者と地域住民とのコミュニケーションが大きな課題ではなかろうかと思えます。本日は建設の主管課の建設課に対しましてのみ質問いたしましたが、本住宅のコンセプトからして、団地の住みよさも当然であります。もっと幅広い、地域づくりの視点も取り入れ、すなわち企画財政課とも連携して、地域に融合したよりよい公営住宅になりますようお願いしておきたいと思えます。

本件につきまして、町長のご所見もお願いいたします。

○議長（宮内道則君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 楠原議員から当事業について高い評価をいただきまして、私もこの事業に取り組んで良かったなとつくづく思っております。

特公賃住宅とか地優賃住宅、田浦地区にはございました。旧芦北地区にもあったわけでありまして、湯浦地区だけがなかったわけでありまして、そういう意味では湯浦地区に的を絞って取り組んできたところでありまして、今後ともそのような姿勢で、移住定住促進を図り、町の活気をさらにさらにですね、呼び戻せるよう頑張りたいと思っております。はい。ありがとうございました。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） 引き続き、通告書2について再質問いたします。

教育課長にお尋ねします。まず、そもそも学校にプールを設置する必要があるのかどうかということについて、お尋ねしたいと思います。

○議長（宮内道則君） 宮島教育課長。

○教育課長（宮島昭典君） お答えします。

文部科学省の小中学校設置基準において、学校プールは必須施設とされておりません。

なお、学校にプール施設がない場合であっても、近くに公営等のプール施設がある場合は、水泳指導を実施することとされております。以上です。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） 次に、町内小中学校のプールの利用計画期間や授業時間はどうなっていますか。

○議長（宮内道則君） 宮島教育課長。

○教育課長（宮島昭典君） 各学校の年間指導計画に基づき、6月から7月にかけて、学年ごとに10時間程度の授業を行っております。以上です。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） はい、ありがとうございます。次にですね、このプールの清掃、設備点検、水質管理などはどうしているのか、お尋ねします。

○議長（宮内道則君） 宮島教育課長。

○教育課長（宮島昭典君） 清掃につきましては、プール開きの前に教職員と児童生徒で行っております。設備点検につきましては、担当教諭の日常点検のほか、専門業者にも委託しております。シーズン中に年3回の点検を行っております。また、設備異常時の対応や機械設備の操作指導についても実施をいたしております。水質管理は残留塩素等の確認を担当教諭が期間中毎日実施をしているほか、年に1回薬剤師による点検も実施しております。以上です。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） 次にですね、この水泳の授業ですけれども、これどのような人員体制で行われているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（宮内道則君） 宮島教育課長。

○教育課長（宮島昭典君） 人員体制につきましては、担任も含めまして小学校では3名から4名体制、中学校では2名体制で授業を行っております。以上です。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） 教職員のですね、負担の現状等は把握しておりますでしょうか、お尋ねします。

○議長（宮内道則君） 宮島教育課長。

○教育課長（宮島昭典君） 水泳の授業につきましては、命に関わることでございますので、水の事故に遭わないよう常に気を配りながら授業を行っておりまして、他の体育科の授業と比較しましても、より一層の注意力を持って臨んでおります。また、注水調整や水質管理なども常時必要となるため、教職員の負担になっていると認識しております。以上です。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） 次に学校プールですね、設備の改修等の計画というものはあるのでしょうか、お尋ねします。

○議長（宮内道則君） 宮島教育課長。

○教育課長（宮島昭典君） 設備の改修につきましては、保守点検の結果に基づきまして、修理が必要な場合はその都度対応しておりますので、全体的な計画はございません。以上です。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） この学校プールですね、老朽化に対しましてはですね、今後どのような対応を考えているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（宮内道則君） 宮島教育課長。

○教育課長（宮島昭典君） 学校プールが老朽化している現状は認識しておりますけれども、プール施設の更新につきましては、多額の費用負担を伴いますので、学校ごとに対応を検討してまいります。以上です。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） ありがとうございます。

次はですね、スポーツ・文化振興課長にお尋ねしたいと思います。

温泉プールの利用状況はどうなっていますか。

○議長（宮内道則君） 岡田スポーツ・文化振興課長。

○スポーツ・文化振興課長（岡田謙治君） お答えいたします。

毎年、年間約3万人のご利用をいただいているところです。これは、しろやまスカイドームとほぼ同じ利用者数でございます。

また、日中は一般客、夕方からは児童生徒などのスイミングクラブが主に利用していただいているところでございます。以上です。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） 今般ですね、私の質問の、この学校教育における水泳授業、これを温泉プール側としては、この水泳授業の受入につきましてはどのように考えておりますか、お尋ねします。

○議長（宮内道則君） 岡田スポーツ・文化振興課長。

○スポーツ・文化振興課長（岡田謙治君） 昨年度から内野小学校を受け入れておりますが、専用コースの使用など、他の利用者とのトラブルもなくスムーズな運営ができております。利用校が増えれば、専用時間、専用コースなど様々な調整が必要になるかと思われます。以上

です。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） はい、ご答弁ありがとうございます。

それでは、質問2をまとめてみたいと思います。

本質問は、つまるところ、温泉プールを水泳授業にもっと活用したらどうかということでございます。内野小学校はすでに利用しているということでございますけれども、この温泉プールに近い湯浦小や湯浦中学校はですね、利用しやすい環境にあるのではないかと思います。一方、大野小や田浦小、田浦中学校はですね、距離的にはやや遠いこともありますので、なかなか利用しにくいという面はあろうかとも思いますので、各学校の特性に合わせた水泳授業の体制を構築していただきたいと要望しておきたいと思います。

今般の質問の背景には、学校側においては、児童生徒の減少、プールの老朽化、教職員の業務負担軽減、そして児童生徒の安全確保の問題などがあり、一方温泉プールには、施設の有効利用の拡大推進などの課題があるわけでございます。特に我が町の公営プールは、屋内型温泉プールなのでありまして、これは1年を通じて利用できること、天候に左右されることがないことなどが特徴でございます。であれば、学校の水泳授業に温泉プールが活用できますと、1年を通じた水泳授業も理屈上できるわけであります。また、天候が悪いときや、学校プールが故障したときは、臨時的に温泉プールが利用できることもあるわけでございますので、教育課とスポーツ・文化振興課は、お互いに連携を密にして、水泳授業における温泉プールの有効利用を図っていただきたいと、切にお願いしておきたいと思います。

何はともあれ、学校教育における水泳授業は、非常に大事なことでありと認識しておりますので、我が町においては、どんな形であっても、今後も児童生徒が水泳授業をちゃんと受けられ、できるだけ泳げるようになりますようお願いをしておきます。教育長のご所見をお願いいたします。

○議長（宮内道則君） 岩田教育長。

○教育長（岩田繁義君） 水泳の授業は、水の中で命を守る大事な学習の機会ととらえております。今後も引き続き、児童生徒が安全・安心にして授業が受けられるように、学校プールの施設管理、安全管理に努めてまいりたいと思っております。

町営温泉プールの活用につきましては、先ほど答弁させていただいたとおり、教職員の負担軽減や施設の維持管理費用の削減など一定の効果が認められておりますが、施設までの移動時の安全管理体制や授業時間数の確保など、また、温泉プールの施設環境や受け入れ体制など課題もあります。今後、総合的に検討してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） 最後になります。町長、町長のご所見をひとつお願いします。

○議長（宮内道則君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） すばらしい提言をいただいたと思っております。もう、先ほど来、答弁

がございましたので、重複するところもあるかと思いますが、以前は、子どもは自然に川に行き海に行き泳いでたわけでありましたが、その後、まだ農薬規制が厳しくなかった頃でしたけど、ホリドール、パラチオンとかですね、撒いた後は周辺の川で泳ぐなど、赤旗が立ってたのを思い出しますけども、結構元気のいい子どもたちは、にもかかわらず泳いでたような気がいたしますけども、それから時代が変わりましてですね、冒頭ございましたように当時の文部省の方針もありまして、各学校、設置義務はないにしても、大方が設置していたわけですが、しかし、近年はやっぱリスクの回避ということでですね、たった1人でも重大事故に繋がりますと、もうとんでもない、取り返しのつかないことになるわけですので、その安全性確保ということ、しかも全天候型で活用できるじゃないかということ、また、学校の先生方でもですね、泳げない人がかなりいるんですよ。そういう方々がですね、果たしてこの目的とする成果をですね、挙げることができるかということもございました。そして、事故リスク等の回避もありますが、これも出ました、先生方の働き方改革というのもありますし、そしてまた維持コストですね、その辺の問題もあります。

私はこの件につきましてはですね、また教育委員会とも話し合いをしまして、できる限り実現できるようにですね、持っていけたらと思っておりますが、町営プールももう耐用年数をですね、迎えておりまして、建替の時期に来ておりますが、財政面の関係でなかなか難しいわけですが、そういう、将来建替のことも考えまして、これらには取り組んでいかなければならないかなと思います。

今の学校プールでまさかの事故が起きたときは、周囲にいる先生方或いは監視員の方々、PTAの方々もですね、協力しておるようでございますけども、いざ飛び込んでいって、そしてどうやって救出したらいいのかというですね、方法すらわからないわけですが、温泉プールの場合は、今、元消防署の職員がですね、入っております、定期的に救助訓練も、職員も含めてやっております。ですから常時ですね、今よりも質の高い監視システムが今もあるわけですので、そういうことからして、将来を担う子どもたちがしっかりとですね、体力、気力、そしてまたいろんなものを学べる場としていいのではなかろうかなあと思っております。夏休み前にですね、プールが、授業が始まりますが、まだ寒い時期なんですね。私も、芦北高校もございますし小学校もですね、プール解禁のときをちょっと眺めてみますが、もう寒くてですね、みんながぶるぶる震えてるんですよ。こんな中でですね、水泳を楽しめとか学べとかですね、とてもじゃないというふうには思っておりますので、やはり教育環境を整える一環としてですね、取り組んでいかなければいけないと思っております。さらなるご提言があればですね、今後ともよろしく願いをいたしたいと思っております。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（宮内道則君） 楠原君の質問が終わりました。

ここでしばらく休憩をします。１１時から会議を再開します。

よろしくお願いいたします。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----
休憩 午前１０時４７分
再開 午前１１時００分
----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

○議長（宮内道則君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、川尻君。

○１０番（川尻成美君） ２番バッターとして質問させていただきます。

私は、コロナ禍以降の本町移住定住施策について質問をさせていただきます。

我が国の総人口は、２００５年、戦後初めて前年度を下回り、２００８年にピークとなり、２０１１年以降１３年連続して減少しております。２０５５年には日本人の人口は１億人を下回る予想がされております。そこで、本年度の施政方針の（５）に、「住民と行政が協働のまちづくり」という項目がございますが、この中で、「本町では移住定住促進に努め、より多くの人々が本町に移り住んでもらえるように、移住定住サイトによる情報発信を強化して庁内連携体制の構築を図る」とあります。

そこで質問いたしますが、移住定住体験住宅と移住定住特設サイトの利用状況はどうなっているのか、第１点の質問であります。

第２に、本町におけるコロナ禍以降の移住定住や移住状況はどんなふうな状況であるのか、また、その後、移住の目的は把握しておられるのか、質問をいたします。

次に３の質問でございますけれども、楠原議員と重複することもありますけれども、質問をさせていただきます。芦北町地域優良住宅が竣工となります。この友田団地、１５戸の移住定住に大きく寄与されるものと思っておりますが、先ほど答弁も聞いて、大変、もう満杯で、満室となっておりますので、大変よかったなというふうに思っておりますが、ほかに現在、移住定住への支援策はどのようなものがあるのか、質問いたします。

第４は、移住定住施策について、全国多くの自治体に取り組んでおるわけですが、今後、本町はどのような独自の特色ある取組で、他自治体との取組に対して差別化を図っていけるのか、質問をいたします。

以上、４つの問題について質問いたしましたが、この移住定住施策一本について質問いたしましたので、具体的に答弁をお願いをしたいというふうに思います。

○議長（宮内道則君） 川尻君の１回目の質問が終わりました。答弁を求めます。

竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 川尻議員のご質問につきましては、具体的な内容になりますので、担当課長から答弁させます。

○議長（宮内道則君） 白坂企画財政課長。

○企画財政課長（白坂達也君） 川尻議員のご質問につきましては、質問の主題１の①について、お答えいたします。

移住体験住宅につきましては、田浦中学校横に１戸整備し、令和６年５月から利用を開始しております。その利用状況は、７月に１件１人、９月に１件３人、１０月に１件３人の合計３件７人でございます。

移住定住特設サイトにつきましては、移住定住やふるさと納税に関する情報を掲載し、本町の魅力を町内外へ発信するため、平成２８年度に開設し、令和５年度にリニューアルを行っております。アクセス数につきましては、令和２年度が１万７,９２０件、令和３年度が１万５,９８６件、令和４年度が１万６,２１６件、令和５年度が２万６,４５５件となっております。また、空き家バンクへ８６物件を掲載し６２件が成約しております。そのうち、町外の方の成約数は２１件となっております。

次に、②の質問にお答えいたします。

コロナ禍以降の移住状況につきましては、令和２年度が５２人、令和３年度が６３人、令和４年度が６２人、令和５年度が４０人で推移しております。移住の目的の把握につきましては、町の施策等を利用して移住された方については、Ｕターンや漁業に従事するためなどの理由を把握しておりますが、町の施策等を利用していない方につきましては、把握しておりません。

次に③と④の質問は、関連いたしますので、一括してお答えさせていただきます。

移住定住者への支援策としましては、空き家改修の補助制度や、東京圏からの移住者に対する１００万円の移住支度金がございます。地域おこし協力隊の定住支援として、隊員が任期終了後、起業や事業を継承する場合には、設備費や土地建物賃借費などの費用に対し上限１００万円の支援制度を設けております。さらに芦北町で活動し任期を終えた隊員に対し、本町に引き続き定住、定着してもらうため、家賃補助などの新たな補助制度を検討しているところです。また、本町は親子ワーケーション事業に取り組んでおり、その親子ワーケーションは、本町に移住を考えている方をターゲットに、お子さんを町内の保育所に預けて、親はサテライトオフィスなどでリモートワークをする事業内容になっており、独自の特色ある取組で、他の自治体との差別化を図っております。以上でございます。

○議長（宮内道則君） 川尻君。

○１０番（川尻成美君） それでは第１の質問からでありますけれども、状況は大体わかっておりまして、１１月の後半にはもう満杯になったということでありまして、先ほどの友田団地におけるやつも含めてですけれども、この体験に来られた人が今報告されましたけれども、その中で入居された方はおられるわけですか。いかがですか。

○議長（宮内道則君） 白坂企画財政課長。

○企画財政課長（白坂達也君） 親子ワーケーションの中でということでございますか。

親子ワーケーションにつきましては、地域おこし協力隊の方が１件で、その親子ワーケー

ションの2件の方がですね、体験住宅を利用されておりますけれども、その中で1件の方がですね、町内にお住まいと、決定ということでお聞きしております。

○議長（宮内道則君） 川尻君。

○10番（川尻成美君） いわゆる、15戸のある中に、それをよそからと、その区別を明確に教えてもらえませんか。15戸の中で、町外が何人とかそういう区分けはしてありますか。

○議長（宮内道則君） 川尻議員。ただいまのですね、質問通告内容には一応ありませんので、質問外と思いますので執行部が答えられるかどうかちょっと確認をしてみます。

○議長（宮内道則君） はい。白坂企画財政課長。

○企画財政課長（白坂達也君） 先ほどの答弁にちょっとですね、具体的に言いますので。友田団地の方にはですね、うちのお試し住宅を活用された方の中から1件入っておられます。15件の中の1件がですね、この制度を利用して町外からおいでになっているというところがございます。

○議長（宮内道則君） 鎌倉建設課長。

○建設課長（鎌倉博之君） お答えします。

15戸、先ほどの友田団地の15戸の内訳、入居の内訳でございますけれども、3世帯がですね、関東などいわゆる東京、それから長崎県、沖縄県からそれぞれ3世帯が入居されます。あとは町内からの入居ということでございます。以上です。

○議長（宮内道則君） 川尻君。

○10番（川尻成美君） そういう、多分よそから3件来ておられますが、非常にこれはありがたいことであろうというふうに思います。どういう目的でここに入居されたということはわかっていないんですかね。こちらで仕事をするためですか。その目的、入居の目的。

○議長（宮内道則君） 鎌倉建設課長。

○建設課長（鎌倉博之君） お答えします。

3世帯の方はですね、それぞれ先ほど言いましたように東京、長崎、沖縄から来られますけれども、やはり以前、一回芦北にですね、来たことがあるということで、芦北が素晴らしいということをですね、ずっと思っていっちゃって、今回ですね、たまたま近くといいますか、もともと水俣の方とか、そっち系も関係しておりますけれども、熊本県に帰ってきたいというふうなときに、芦北町のホームページで入居募集をしたのをですね、見てですね、申し込まれたと。同じく仕事の方もですね、芦北に来てから仕事を変えられる、もちろん、中身はですね、ちょっと詳しくは言えませんが、仕事はされるということで、こちらの方ですね。芦北を気に入って来られるということを聞いております。以上です。

○議長（宮内道則君） 川尻君。

○10番（川尻成美君） この中には詳しく特色のある足湯とか、薪とか、薪の囲炉裏とかあるようでございまして、他にはあまりないんじゃないかなと。温泉を利用してありますし、これは外部からも足湯には入れるというような、特色もあるんですかね。いかがですか。

○議長（宮内道則君） 鎌倉建設課長。

○建設課長（鎌倉博之君） お答えします。

足湯につきましては、入居者に限らず、地域住民の方も入ることが可能でございますので、利用していただければというふうに考えております。以上です。

○議長（宮内道則君） 川尻君。

○10番（川尻成美君） 今回のこの友田団地においては、非常にやっぱり特色のある芦北独自の住宅ということで、反響があるんじゃないかなというふうに、こう思っております。

今後、入居者の方々のご意向とか、今後調査をしていただければですね、非常に今後参考になるんじゃないかなというふうに思っておりますので、町長、その辺はどんな思われますか。

○議長（宮内道則君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 構築物を作るときには、何か1つでもいいから特徴を持たせようということですね、取り組んだ事業の一つであります。特にこの薪ストーブにつきましては、環境というですね、関係から、特にこれを強調していたわけでありまして、薪を使うとか、ペレットもあるわけでありまして、例えば、この薪につきましても、これ販売して店に行きますと結構高いんですね。でもここに入居するにあたってはですね、そういう負担がなるべくですね、かからないようにということで、例えば芦北町の地域にいろいろ地域おこしをする人たちがたくさんいらっしゃいますので、近くの山で雑木を切っていただいでですね、そして乾燥させて、それを売ることも可能だし、或いは災害の度に、雨が降る度にですね、流木が押し寄せてくるわけですが、これらをですね、一旦引き上げる、或いは浜辺にありますので、それを乾燥させて、そして薪の適当なサイズに切ってですね、そういうのを提供できるということで、放置林のですね、対策もできますし、また海岸の保全、環境対策もできるということで、今後、この事業がもうスタートしましたので、そういうところにもですね、広げていければなあと思っております。

何よりも、災害時であります。停電の影響を受けないということですね。それとLPガスにつきましても、これも国際有事のときもそうありますが、いろんな外的要因によりまして、供給が極端に減るリスクがあるわけでありまして、そこは薪を使えば、煮炊きもできるということになりますし、冬は暖を取ることもできるということで、ここが我々大変興味を持ったところでありました。それと足湯につきましては、膝から下を温めることで、全身にですね、血流を促すことによりまして、健康保持に非常に役立つと。そしてまた癒しにもなるということでありまして、民間とかああいうところは結構多いわけでありまして、ここに取り入れるという一つの特徴を持たしたわけでありまして、議会の皆さん方、ぜひお試し足湯をひとつお勧めしますので、はい。よろしくお願いいたしますと思います。

○議長（宮内道則君） 川尻君。

○10番（川尻成美君） 今、ちょっと薪あたりの話を具体的にされましたけども、この住宅

についてはそういうことが補助とか支援に繋がるわけですか。具体的にはまだ考えておられないんですか。

○議長（宮内道則君） 鎌倉建設課長。

○建設課長（鎌倉博之君） お答えします。

薪の補助ということでございますでしょうか。

今現在ですね、薪についてはですね、販売する形になるかと思われましますけれども、そこに薪倉庫も作ってございますので、今のところその薪についての補助は今考えておりません。

以上です。

○議長（宮内道則君） 藤崎副町長。

○副町長（藤崎正司君） 薪のですね、供給につきましてはですね、今現在、私が社長しております御立岬の方もですね、キャンプ等も薪を使うものですから、先ほど町長が言われましたような方法で御立岬でですね、薪を生産しております。当面、住宅に入っていただく方が薪を利用されるということになれば、当面御立岬のほうで、これは有料になりますけれども注文していただければと思っております。

○議長（宮内道則君） 川尻君。

○10番（川尻成美君） 要するにこの15戸入居されましたけども、これについては、支援策というのはなかったんですかね。何かあるんですかね。事業費じゃなくて、入居者に対する。

○議長（宮内道則君） 白坂企画財政課長。

○企画財政課長（白坂達也君） 特に移住の支援制度はございません。

○議長（宮内道則君） 川尻君。

○10番（川尻成美君） この友田団地に関して言いますけども、非常に立地条件がいいところでですね、温泉もすぐ引かれるような状況であって、非常に条件もよかったなというふうに思っております。そういう中で、町外からの移住の方が3世帯入っておられますけども、今後、アクセスもこう見てみますと、非常に多岐にサイトを見られるようになっておりますので、今後大きくPRをできるような感じが致しますけども、湯浦地区に来て、大変いいところだからここに来たという話もされましたので、そういうアピール、移住定住のアピールというのは、今後具体的にサイトだけじゃなくしてどういうアピールをされていくのかということになります、いかがでしょうか。

○議長（宮内道則君） 白坂企画財政課長。

○企画財政課長（白坂達也君） お答えいたします。

今、議員さんがおっしゃられましたとおり、まずもってですね、SNSを使いましたPRが重要ななと思っております。芦北は温暖な気候で美しい自然、それから温泉、そして住民同士の温かい繋がりが芦北町の魅力であるというふうに考えております。引き続き住環境の整備や子育て支援等の拡充をしながらですね、本町の魅力を広く発信し、移住者が安心して

暮らせる環境づくりに努めてまいります。

また移住相談会等もですね、適宜行っておりますので、その中でも、芦北町の良さでありますとかPR、芦北町が行っている子育て支援策を重点にですね、PRをして芦北町にぜひおいでいただきたいということでお伝えをしているところでございます。相談会につきましては、福岡でありますとか、大阪、東京の会場ですね、行っているところでございます。以上でございます。

○議長（宮内道則君） 川尻君。

○10番（川尻成美君） やっぱり今、人口減少はもう全国否めない事実でありますので、少しでもやっぱり取り合いとか、町長言われたこともありますけども、どっかが増えればどっかが減るんだというような理屈のことも言われましたけども、それはそうだと思いますけども、いかにやっぱり1戸でも1世帯でも芦北町に住むように、今からPRは必要不可欠なものというふうに思いますので、これを機にさらにですね、移住者を増やすということが、やっぱり人口増もですけども世帯が増えること、これはやっぱり非常にいいことだというふうに思いますので、今回の質問になったんですけども、町長の今後の構想といいますか、聞かせていただければと思います。

○議長（宮内道則君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 底の抜けたバケツの水が、今、漏れてるわけですね。その中で、水の奪い合いをしても、相対的にはもう沈下していくというのが日本の実情でありまして、ちょっと先の話ですが、今の国策、或いは地方が取ってる政策をですね、100年続けたとしても効果は出ないわけでありまして、100年後の人口推計は、日本は2,800万人と言われております。2050年には熊本県、173万の人口も40万人減ということになります。日本列島がまさに沈没をしておるわけです。そういう悲観的な未来になるわけですが、しかし我々は、ふるさとを守っていかなければいけないというですね、そういう重大な使命、責任がありますので、まずは、移住定住を促進する、総務省が実施します地域おこし協力隊がそうでありますし、そして都市部に出向きましてSNS、その他にですね、魅力発信の事業も取り組んでおるところであります。

それと企業誘致もやっておりますが、今、北高南低ですね、熊本は北の方がもうバブルと言っているぐらいですね、沸いておるわけですが、本町におきましては、単独で企業誘致も進めております。IT企業におきましては、いま13社ぐらい来てると思いますけども、そういう人たちもですね、その中で定住をもう決めた方々もおられますが、それに加えて、県南の振興対策として県が八代市に25haの工業団地を造成するということでありました。八代市に来るわけで、まだどの企業が来るかわかりません。八代市長とも会いまして、八代市はまさに県南のですね、雄たらん都市として発展すべきであると、中核都市として目指すべきだということで、八代、氷川だけじゃなくてですね、芦北、津奈木、水俣も巻き込んでやろうということで、先般会合もやりました。そして大きな核となるものは、

やはりこういう工場適地、工業適地があるところにですね、みんなで誘致をしていって、それが来ますと雇用が生まれるわけであります。そして高速道路網がもうすでに整備されていますので、そういうことを利用して芦北町に住んでいただくと、そしてそこから通っていただくということが可能になりますので、ミクロ的な取組とマクロ的な取組ですね、これ両方合わせていかなければいけないと思っておりますので、これがやがて具体的にですね、八代圏域と水俣・芦北圏域合同で動き出すということになりますので、積極的に我々もそういう取組をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（宮内道則君） 川尻君。

○10番（川尻成美君） はい、そういう意気込みでやられる、大変頼もしい限りでありますけれども、この中でやっぱり、移住者にどういう支援、来られる方に支援策を講じるかというのも、具体的になるんですけども、そういうことまではまだ考えておられないわけですかね。支援策については。移住定住、先ほどもなんかちょっと言われたんですけども。

○議長（宮内道則君） 白坂企画財政課長。

○企画財政課長（白坂達也君） すいません。お答えいたします。

先ほどもですね、お答えさせていただきましたけれども、移住定住者への支援策といたしましてはですね、空き家改修等の補助制度、それから移住者に、東京圏からのですね、移住者等に対しましては、100万円の支援金制度等がございます。またその地域おこし協力隊の方々につきましてはですね、せっかく芦北においでいただいて3年間お勤めいただいた後ですね、引き続き芦北にとどまってですね、定住していただきたいということからですね、家賃補助などのですね、新たな補助制度等をですね、検討しているところでございます。以上でございます。

○議長（宮内道則君） 川尻君。

○10番（川尻成美君） 今、地域協力隊のことを言われましたけども、今回の補正予算で、林業、水産のほうが減額補正になってたですね。これは、この施政方針の中にも、今現在4名でやって、3月時点の施政方針の中で10名増やすということであったんですけども、これは、今、協力隊員が来て移住に繋がった例はあるんですかね。

○議長（宮内道則君） 白坂企画財政課長。

○企画財政課長（白坂達也君） お答えいたします。

退任をされた方が9名おられます。その中でですね、6名の方が芦北町に定住されているという状況でございます。

○議長（宮内道則君） 川尻君。

○10番（川尻成美君） 大変いいことじゃないかなと思いますので、町長の今後の抱負といえますか、語られましたので、乞うご期待しか言えませんが、今後、これをいかに町の、要するに柱としてやっていただくことができればですね、非常に活性化になるんじゃないかというふうに思いますので、そういうことを切望して私の質問を終わりたいというふうに思

います。

○議長（宮内道則君） 川尻君の質問が終わりました。

次に、林田君。

○4番（林田燿宏君） 今日は、議長の喜寿の誕生日だそうで、おめでとうございます。そういうおめでたい日にですね、一般質問をさせていただいたということで、許可をいただきまして、一般質問をさせていただきます。

まずは、当定例会初日、冒頭で、竹崎町長が来年1月19日投開票の町長選に出馬表明されました。考えてみますと、令和2年7月豪雨からの4年間、粉骨砕身、復旧・復興のため本当に尽くしてこられました。その実績は皆様ご存じのとおりでございます。改めまして、町長はじめ、職員の皆様には心から感謝申し上げます。そしてまた9月、寺本順一議員の一般質問ではですね、国会議員以上の国を思われていることがしみじみと伝わる答弁で、私も同感でございました。また今回の表明でも、国に物申す姿勢こそこれからの市町村に求められるという言葉は、もう本当そのとおりでありまして、もう最近の国策には私もですね、こういうものかと思っておりますので、竹崎町長にしか言えない、非常に重たいものがあります。今の町村会長ということでですね、町村会長でございますので、また特に強い意見で言っていただければと思います。大いに期待しております。

ところで熊日新聞のですね、11月25日月曜日の朝刊をぱっと開いたときに、「アマモ再生 広がる官民連携」という大きな見出しの記事が目にとまりました。県内総合のニュースセレクトでした。そこには芦北高校が20年続けているアマモ場の再生の活動を、芦北町、町漁協、芦北高校、大手ゼネコンの鹿島、公益財団法人肥後の水とみどりの愛護基金、それに肥後銀行の6団体が連携、協定という、締結という内容で、官民で支える動きが広がっているという記事でございました。町長のコメントにもですね、芦北高校の活動をきっかけとした好循環に期待を込めたと書いてありまして、この少子化の中、芦北高校生の希望にもなり、生徒の希望にもなり、町の希望にもなり、高校の、また、存続にも関わるとってもいい記事だと感心いたしました。

その若者を育てるということでですね、子どもたちと言えば、湯浦地区にある芦北福祉センターも、現在クラブ活動や子どもたちの活動の場所として、今利用が非常に人気のあるところでございます。

当施設は昭和48年完成し、今年で築51年になります。住民から長年親しまれ、湯浦地区のシンボリック的存在となっておりますが、もうそろそろ更新の時期に来ていると思います。今日は2人の質問でですね、湯浦づくしの質問が多いですけど、さらに、福祉センターについて質問いたします。①現状の施設の利用状況はどうなっているのか。②雨漏りやシロアリ等の被害があると聞いているが、これまでどのような修繕を施しているのか。③いずれは蛍光灯の製造が中止されると聞いておるが、その対策はどうなっているのか、また耐震や空調に関してどのように考えているのか。④最後に、今後、施設の建替などを含め、計画はどの

ように考えているのか、以上4点質問させていただきます。

○議長（宮内道則君） 林田君の1回目の質問が終わりました。答弁を求めます。

竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 林田議員のご質問につきましては、具体的な内容になりますので、担当課長から答弁させます。

なお、冒頭に、これまでの災害対策につきまして、評価をいただきありがとうございます。これからも防災等々につきましては、しっかりと学んだ知見であるとか経験をもとに取り組んでまいりたいというふうに思います。

また、次期町長選出馬につきましても、大きな期待を寄せていただく中で、激励をいただきました。ありがとうございました。しっかりと頑張ってまいります。

○議長（宮内道則君） 池田福祉課長。

○福祉課長（池田康浩君） 質問の①について、お答えいたします。

令和5年度実績で申し上げますと、個人利用、団体利用を合わせた全体利用者数は7,655人で、うち6,664人、87.1%が附属体育館の利用となっております。団体別では、会議室の利用が4団体、附属体育館の利用が19団体となっております。また、大雨が予想される場合には、ペット同行の指定避難所として活用しております。

次に、②の質問について、お答えいたします。

過去5年間の修繕につきまして、主なものを申し上げます。令和元年度に屋上部分の防水修繕、令和2年度に消火栓の改修、令和3年度にステージ控室床下のシロアリ駆除、令和4年度に体育館の天井パネル及び床修繕、令和5年度に屋外の側溝修繕など、町民が安全に利用できるよう適宜修繕を行っております。

次に、③の質問について、お答えいたします。

蛍光灯につきましては、水銀に関する水俣条約により2027年末、令和9年末までに製造等が禁止されますので、これに対応できるようLED化を検討してまいります。耐震につきましては、平成26年度に耐震補強工事を行っております。空調につきましては、現在、老人の憩いの部屋、会議室、事務室に整備されております。附属体育館への空調設備整備は考えておりません。

次に、④の質問について、お答えします。

今後につきましては、現在具体的な計画はございませんが、施設の老朽化や隣接する公共施設との機能統合なども含め総合的に検討する必要があると考えているところです。以上です。

○議長（宮内道則君） 林田君。

○4番（林田耀宏君） はい。それでは再質問させていただきます。

先ほど答弁で利用状況がありまして7,655人と、月にしたら大体600数十名ですかね。まあまあ古い体育館にしては多いなという感じがいたしました。それでは利用料金とか

はどうなっておりますでしょうか。

○議長（宮内道則君） 池田福祉課長。

○福祉課長（池田康浩君） お答えします。

専用利用につきましては、まず、附属体育館では、スポーツやレクリエーション、また文化的催し物で入場料を徴収しない一般的な利用の場合、9時から12時までが320円、12時から17時までが530円、17時から22時までが530円、これは1時間当たりではなくその時間帯での利用料金となります。また、終日利用の場合は1,380円となっております。会議室等につきましては、9時から12時までが470円、12時から17時までが630円、17時から22時までが950円、終日利用の場合が1,580円となっております。なお、附属体育館につきましては、個人利用も可能となっております。中学生以下の児童生徒は1日につき50円、高校生以上の生徒学生が1日に80円、一般が1日につき100円となっております。以上です。

○議長（宮内道則君） 林田君。

○4番（林田耀宏君） ありがとうございます。大体530円ということで、団体ですね、10人だったら1人53円ということになりますね。それと1人だったら、中学生が1日で50円、高校生80円、一般が100円と、とっても安いという感じで利用者としては大変うれしいのではないのでしょうか。そういうことで利用者も多いのかなというふうに思います。

先ほどシンボルの存在と言いましたけども、この体育館では以前はですね、時代の背景もありますけども、結婚式や歌謡ショーなども行われたということがあります。現在の利用状況は、会議室よりスポーツなどの附属体育館の利用が断然多いようでございます。これだけ利用ニーズがあるということだと思いますけども、このような状況も踏まえですね、またまた再度、先ほどの空調にしましてもですね、検討をしていただきたいと思いますけどもいかがでございますか。

○議長（宮内道則君） 池田福祉課長。

○福祉課長（池田康浩君） お答えします。

今後検討を行うに当たりましては、利用状況などの実情も踏まえての総合的な検討になるものと考えております。以上です。

○議長（宮内道則君） 林田君。

○4番（林田耀宏君） そうですね。利用状況など考えまして、時代背景、また気候変動、周りもまた施設もありますし、すぐすぐとはですね、できないということは承知しております。

先ほどの蛍光灯の件ですけども、この件はですね、2027年ということでいずれにしても製造廃止されます。そういうことでございましたけども、耐震にしもしてあるということで安心いたしました。空調に関してはですね、ペット同行の避難所ということになっておりまして、私も災害時に2回ほどですね、2回ほどもうペットは避難がありましたけども、

見に行かせていただきましたけども、なんせ、国会がこの前にもあってますけども、体育館にクーラーをとという話もありましたけど、今、スポットクーラーはありましたけど大変暑かったですね。特に災害時は夏場が多いですので、その辺もですね、設備に関しても十分な検討をお願いしたいと思いますけども、いかがでございしますか。

○議長（宮内道則君） 池田福祉課長。

○福祉課長（池田康浩君） お答えします。

施設の機能統合なども含め、総合的に検討される中で、必要とされる設備につきましても、検討されていくものと考えております。以上です。

○議長（宮内道則君） 林田君。

○4番（林田耀宏君） そうですね。本当に先ほどの温泉プールもでございしますけどもですね、老朽化して、そういった施設が多いので、なかなかということでございしますけども、建替などを含め計画はどのようになっているかということでは、具体的なことはないということでございましたけども、近隣施設と合わせた総合的な計画が必要だと思っております。

もともとこの施設は昭和45年にですね、11月、葦北町、古い漢字の葦北町と湯浦町が合併して現在の芦北町の、現在の文字ですね、芦北町の文字になって、合併になりましたということで、当時の目的は、吉田富士夫町長のときで、町民の福祉増進及び生活の維持向上を図るためとなっております。当時の状況を考えますに、景気もよかったし、人口も増えてますし、合併を機に建設されたのではないかなと拝察するところでございします。しかし、いずれにしましてもですね、それからもう築50年が経過し、先ほどの②の質問でありましたようにですね、答弁では、防水、屋根の防水、消火栓の改修、シロアリ駆除など毎年のように修繕が行われております。まだまだですね、私が知ってるだけでもありますので、そういう箇所が増えてくるのではないかなと思っております。建築物の耐用年数も50年と聞いておりますので、もう早急に考える時期だと思っております。地元からの意見としましてはですね、当然、体育館は残して欲しいという意見が一番多いです。また佐敷地区にもスカイドームなどすばらしい施設がありますけども、やはり湯浦地区で、近くで欲しいというのが一番でございします。そこで提案でございしますけども、会議室あたりは、隣の多目的センター、きずなの里とかありますので、福祉センターは、やはり防災の拠点という点はもちろんでありますけども、全天候型の施設にできないかという声もあります。提案の一つとしてですね、体育館に屋根を大きく伸ばしたようなもので、屋根付き広場がくっついたような建物でございします。近年の気候変動に対応できる施設として雨の時も、暑い夏の時も心配なく屋外で防災訓練や炊き出し、それからイベントなどを体育館と一体として行えます。いろいろ本当、修理修理でいく時期ではございしますけども、考える時期でありますので、最後に町長に質問でございしますけども、現在の福祉センター、そういった防災や、野外のイベントなどがですね、可能な、全天候型の体育館の施設に特化して建設されたらと思っておりますけども、また来年から4年ありますので、どうぞ検討をいかがでございしますか。

○議長（宮内道則君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 私が旧芦北町議に当選したのが昭和50年でした。すでにもう、あの施設あったわけでありましたが、以来、この議場で修繕費がもう常に計上されておりました、一番多いのが雨漏りでした。それで業者の方に言わせると、設計どおり作ったということですね、設計がよくなかったんで、設計業者に言わせると、自分の設計どおり作ったら漏れないはずだということですね、これはもう水掛け論ですね、結論出ませんでした。そういう中で、やはり修繕費はどんどんどんどん出していったんですね。ですから、どちらがどうかというのは、永遠に謎のままである、それは私は大変強く印象に残っております。そこで、私は、今度の友田団地につきまして、設計協議があった時ですね、設計参加の設計業者の皆さん方にいろんな機能とか特徴をですね、説明してくれました。最後に私が質問した、「ところで、この町営住宅は雨漏りはせんとでしょうね」って言ったらですね、一人一人聞きましたら、「いや、しないと思います」とか「大丈夫と思います」、「そんならいじや納得できん」と私言ってですね、よりいい建築物をとということをしたことがございますが、それはまさしく、その当時の記憶がですね、あったからでありましてね、蛇足ながらですね、申し上げておきたいというふうに思っています。

再三ですね、担当課から言いましたように、総合的に、弥縫策をとっていてもですね、なかなかいい地域の構築ができませんので、全体、グラウンドもあります、プールもあります、温泉施設もあります、福祉施設もありますね、そういうところも含めて総合的に検討していく中で、どういったそれぞれの役割、位置付けをしていけばいいかということで、相当の事業費がこれ見込まれますので、そういう計画を立てながら進めてまいりたいと思います。道筋だけはきちっとですね、つけて、皆さん方にお示しできるように努めてまいりたいと思います。

○議長（宮内道則君） 林田君。

○4番（林田耀宏君） そうですね。私も湯浦地区でございますので、老朽化した施設はもう知っております。温泉プールに温泉センター、いろいろですね、老朽化しておりますので、財源的な面もありますけども、今回はですね、いわゆる提案型として福祉センターを考えるに当たりまして、湯浦全体のことをですね、計画をする時期に来てるのではないかと思います。思いで今回質問をさせていただきました。

そういうことで、今日はその指針になればと思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。それでは今年最後ですね、議会で一般質問の最後でございましたので、町長はじめ職員の皆様にも今年いろいろとお世話になりました。少し早いですが、皆様どうぞよいお年をお迎えください。これで私の一般質問を終わります。

○議長（宮内道則君） 林田君の質問が終わりました。

以上で、一般質問を終わります。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

第2 総務厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第3 建設経済文教常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第4 議会広報委員会の閉会中の継続調査の申出

第5 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出

○議長（宮内道則君） 日程第2から日程第5までの各委員会の閉会中の継続調査の申出を、
会議規則第36条の規定により一括議題とします。

各委員長から、お手元に配付の申出書のとおり提出されております。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議あり
ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出書のとおり、
閉会中の継続調査とすることに決定しました。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

○議長（宮内道則君） これで本日の日程はすべて終了しました。
会議を閉じます。

令和6年第4回芦北町議会定例会を閉会します。ご苦労さまでした。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

閉会 午前11時56分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

芦北町議会議長

署名議員

署名議員

芦 北 町 議 会 会 議 録
令 和 6 年 第 4 回 定 例 会

令和 7 年 2 月発行

発行人 芦北町議会議長 宮内道則

芦 北 町 議 会 事 務 局

〒869-5498 葦北郡芦北町大字芦北 2015

電話 (0966) 82-2511

